有価証券報告書

（金融商品取引法第24条第１項に基づく報告書）

事業年度　　自　平成20年４月１日
（第46期）　　至　平成21年３月31日

東京エレクトロン株式会社

(E02652)

第46期（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）

有 価 証 券 報 告 書

１　本書は金融商品取引法第24条第１項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

２　本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

東京エレクトロン株式会社

目　　次

頁

第46期 有価証券報告書
【表紙】 …… 1
第一部 【企業情報】 …… 2
第１ 【企業の概況】 …… 2
１ 【主要な経営指標等の推移】 …… 2
２ 【沿革】 …… 3
３ 【事業の内容】 …… 5
４ 【関係会社の状況】 …… 7
５ 【従業員の状況】 …… 8
第２ 【事業の状況】 …… 9
１ 【業績等の概要】 …… 9
２ 【生産、受注及び販売の状況】 …… 12
３ 【対処すべき課題】 …… 13
４ 【事業等のリスク】 …… 13
５ 【経営上の重要な契約等】 …… 15
６ 【研究開発活動】 …… 15
７ 【財政状態及び経営成績の分析】 …… 16
第３ 【設備の状況】 …… 17
１ 【設備投資等の概要】 …… 17
２ 【主要な設備の状況】 …… 17
３ 【設備の新設、除却等の計画】 …… 19
第４ 【提出会社の状況】 …… 20
１ 【株式等の状況】 …… 20
２ 【自己株式の取得等の状況】 …… 41
３ 【配当政策】 …… 42
４ 【株価の推移】 …… 42
５ 【役員の状況】 …… 43
６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 …… 47
第５ 【経理の状況】 …… 51
１ 【連結財務諸表等】 …… 52
２ 【財務諸表等】 …… 104
第６ 【提出会社の株式事務の概要】 …… 129
第７ 【提出会社の参考情報】 …… 130
１ 【提出会社の親会社等の情報】 …… 130
２ 【その他の参考情報】 …… 130
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 …… 131

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年６月19日
【事業年度】	第46期(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)
【会社名】	東京エレクトロン株式会社
【英訳名】	Tokyo Electron Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長　東　　哲　郎
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目３番１号
【電話番号】	03(5561)7000
【事務連絡者氏名】	経理部長　　佐　伯　幸　雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目３番１号
【電話番号】	03(5561)7000
【事務連絡者氏名】	経理部長　　佐　伯　幸　雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月		平成17年３月	平成18年３月	平成19年３月	平成20年３月	平成21年３月
(1) 連結経営指標等						
売上高	(百万円)	635,710	673,686	851,975	906,091	508,082
経常利益	(百万円)	65,632	75,951	143,940	172,713	20,555
当期純利益	(百万円)	61,601	48,005	91,262	106,271	7,543
純資産額	(百万円)	332,165	376,900	469,810	545,244	529,265
総資産額	(百万円)	644,319	663,242	770,513	792,817	668,998
１株当たり純資産額	(円)	1,863.28	2,112.30	2,573.72	2,989.70	2,896.55
１株当たり当期純利益	(円)	343.63	267.61	511.27	594.01	42.15
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	(円)	343.54	267.32	509.84	592.71	42.07
自己資本比率	(%)	51.6	56.8	59.7	67.5	77.5
自己資本利益率	(%)	20.3	13.5	21.8	21.4	1.4
株価収益率	(倍)	17.78	30.34	16.12	10.20	86.36
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	114,349	78,853	54,296	116,939	81,030
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△7,450	△10,536	△25,293	△30,186	△160,621
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△34,343	△43,420	△34,719	△27,033	△46,015
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	115,420	140,023	134,389	193,492	65,883
従業員数	(人)	8,864	8,901	9,528	10,429	10,391
(2) 提出会社の経営指標等						
売上高	(百万円)	536,711	572,019	720,163	767,505	389,458
経常利益	(百万円)	33,227	44,836	76,664	95,926	14,979
当期純利益	(百万円)	33,805	29,256	51,699	51,471	9,922
資本金	(百万円)	54,961	54,961	54,961	54,961	54,961
発行済株式総数	(千株)	180,610	180,610	180,610	180,610	180,610
純資産額	(百万円)	262,814	285,357	327,715	354,607	349,048
総資産額	(百万円)	555,987	543,082	594,933	598,762	486,594
１株当たり純資産額	(円)	1,474.67	1,599.46	1,829.61	1,979.10	1,943.93
１株当たり配当額 (うち１株当たり 中間配当額)	(円) (円)	45.00 (15.00)	55.00 (25.00)	103.00 (42.00)	125.00 (70.00)	24.00 (20.00)
１株当たり当期純利益	(円)	188.51	163.02	289.63	287.71	55.45
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	(円)	188.46	162.84	288.81	287.08	55.33
自己資本比率	(%)	47.3	52.5	55.0	59.1	71.5
自己資本利益率	(%)	13.6	10.7	16.9	15.1	2.8
株価収益率	(倍)	32.41	49.81	28.45	21.06	65.64
配当性向	(%)	23.9	33.7	35.6	43.4	43.3
従業員数	(人)	971	1,006	941	919	1,012

(注) １ 売上高には、消費税等は含まれておりません。
２ 従業員数は、就業人員数を表示しております。

２ 【沿革】

当社は、昭和53年10月に株式額面500円を50円に変更するため、その全株式を所有し、管理していました休業中の東京エレクトロン株式会社(旧　桜洋行株式会社　資本金180万円)に形式上吸収合併されることにより、株式額面の変更を行いました。

形式上の存続会社、東京エレクトロン株式会社(旧　桜洋行株式会社)は、合併以前は営業活動を行っておらず、合併後は被合併会社の実体をそのまま継続して営業を行っておりますので、合併以前は被合併会社について記載しております。

昭和38年11月	株式会社東京放送の関係会社として資本金５百万円をもって、東京都港区に設立(商号　株式会社東京エレクトロン研究所)。VTR、カーラジオ等の輸出及び電子機器関係の輸入業務を開始。
昭和43年４月	大阪支社を開設。
昭和47年４月	米国現地法人TOKYO ELECTRON AMERICA,INC.(旧　TEL AMERICA,INC.)を設立。
昭和53年10月	株式の額面金額を500円から50円に変更するため、東京エレクトロン株式会社(旧桜洋行株式会社)に形式上合併される。
昭和55年６月	東京証券取引所市場第二部上場。
昭和56年１月	山梨事業所(旧　韮崎事業所)を開設。
昭和58年11月	九州支社(旧　九州事業所)を開設。
昭和59年２月	株式会社テルメック(昭和45年８月設立)を合併。
昭和59年３月	東京証券取引所市場第一部へ指定替え。
昭和62年３月	府中テクノロジーセンターを開設。
平成２年１月	テル・ジェンラッド株式会社(昭和56年９月設立)の全株式を取得し、テル山梨株式会社(昭和58年７月設立、旧 テル・ラム株式会社)に吸収合併させ、社名を東京エレクトロン山梨株式会社とする。
平成２年８月	東京エレクトロンＦＥ株式会社を設立。
平成２年９月	テル管理サービス株式会社(昭和61年３月設立)の商号を東京エレクトロン デバイス株式会社に変更。
平成３年１月	東京エレクトロン デバイス株式会社の全株式を取得。
平成３年４月	東京エレクトロン ソフトウェア・テクノロジーズ株式会社(旧　東京エレクトロン札幌株式会社)を設立。
平成５年４月	東京エレクトロン相模株式会社(旧　テル相模株式会社)と東京エレクトロン東北株式会社(昭和61年７月設立、旧　テル東北エレクトロニクス株式会社)が合併し、東京エレクトロン東北株式会社となる。東京エレクトロン佐賀株式会社(平成３年４月設立)と東京エレクトロン九州株式会社(昭和62年１月設立、旧　テル九州株式会社)が合併し、東京エレクトロン九州株式会社となる。
平成６年４月	欧州(英国)現地法人TOKYO ELECTRON EUROPE LTD.を設立。
平成７年２月	韓国現地法人TOKYO ELECTRON FE KOREA LTD.(平成５年９月設立)の全株式を取得し、TOKYO ELECTRON KOREA LTD.とする。
平成８年１月	台湾現地法人TOKYO ELECTRON TAIWAN LTD.を設立。
平成12年11月	関西テクノロジーセンターを開設。
平成13年２月	米国法人TIMBRE TECHNOLOGIES,INC.の全株式を取得。
平成13年４月	東京エレクトロン山梨株式会社と東京エレクトロン宮城株式会社(平成９年４月設立)が合併し、東京エレクトロンＡＴ株式会社となる。
平成14年１月	中国現地法人TOKYO ELECTRON (SHANGHAI) LOGISTIC CENTER LTD.(旧 TOKYO ELECTRON (SHANGHAI) LTD.)を設立。
平成14年４月	米国現地法人TOKYO ELECTRON MASSACHUSETTS,INC.(平成８年８月設立)と米国現地法人TOKYO ELECTRON PHOENIX LABORATORIES,INC.(平成８年12月設立)が合併し、TOKYO ELECTRON MASSACHUSETTS,LLC(旧 TOKYO ELECTRON MASSACHUSETTS, INC.)となる。
平成15年３月	東京エレクトロン デバイス株式会社が東京証券取引所市場第二部に上場。
平成15年４月	中国現地法人TOKYO ELECTRON (SHANGHAI) LTD.を設立。
平成15年８月	米国現地法人TEL TECHNOLOGY CENTER,AMERICA,LLCを設立。

平成15年10月　東京エレクトロン リース株式会社(昭和48年５月設立、旧　株式会社テル・データ・システム)、東京エレクトロン ロジスティクス株式会社(昭和43年６月設立)、東京エレクトロン エージェンシー株式会社(昭和55年12月設立)の通関部門及び当社管理部門の一部が合併・統合し、東京エレクトロンＢＰ株式会社となる。
平成16年４月　東京エレクトロンＡＴ株式会社と東京エレクトロン東北株式会社が合併し、東京エレクトロンＡＴ株式会社となる。
平成16年７月　米国現地法人TOKYO ELECTRON AMERICA,INC.と米国現地法人TOKYO ELECTRON U.S. HOLDINGS,INC.(平成16年７月設立)が合併し、TOKYO ELECTRON U.S. HOLDINGS,INC.となり、新たに米国現地法人TOKYO ELECTORON AMERICA,INC.を設立。
平成17年１月　中国現地法人TOKYO ELECTRON DEVICE HONG KONG LTD.を設立。
平成18年２月　韓国現地法人TOKYO ELECTRON KOREA SOLUTION LTD.を設立。
平成18年４月　東京エレクトロンＡＴ株式会社を分割会社とする新設分割を行い、東京エレクトロン東北株式会社及び東京エレクトロンＴＳ株式会社を設立。
平成18年６月　米国現地法人TEL VENTURE CAPITAL,INC.を設立。
平成18年10月　仙台事業所を開設。
平成18年12月　米国法人EPION CORPORATIONの全株式を取得し、TEL EPION INC.に名称変更。
平成19年２月　東京エレクトロンＰＳ株式会社を設立。
平成19年６月　当社を分割会社とする新設分割を行い、東京エレクトロン技術研究所株式会社を設立。
平成20年１月　シンガポール現地法人TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE.LTD.を設立。
平成20年２月　パネトロン株式会社を設立。
平成20年２月　シャープ株式会社との合弁により、東京エレクトロンＰＶ株式会社を設立。
平成20年６月　インド現地法人TOKYO ELECTRON INDIA PRIVATE LTD.を設立。

３ 【事業の内容】

当グループは、当社及び子会社34社で構成され、半導体製造装置及びＦＰＤ／ＰＶ(フラットパネルディスプレイ及び太陽電池)製造装置、電子部品・情報通信機器の産業用エレクトロニクス製品の製造・販売を主な事業の内容としております。当グループの事業に係わる位置づけは、次のとおりであります。

［ 産業用電子機器 ］

半導体製造装置及びＦＰＤ／ＰＶ製造装置 …… 連結子会社東京エレクトロンＡＴ㈱、東京エレクトロン九州㈱、東京エレクトロン東北㈱ほか、国内連結子会社３社及び在外連結子会社２社が製造した製品を当社で仕入れて販売し、また、TOKYO ELECTRON U.S. HOLDINGS,INC.からも一部仕入れて販売しております。当該装置の保守サービスについては、連結子会社東京エレクトロンＦＥ㈱、TOKYO ELECTRON AMERICA,INC.、TOKYO ELECTRON KOREA LTD.、TOKYO ELECTRON EUROPE LTD.ほか、在外連結子会社７社が行っております。また、当グループの一部の製品のソフトウェア開発を連結子会社東京エレクトロン ソフトウェア・テクノロジーズ㈱が行っております。さらに、連結子会社TEL TECHNOLOGY CENTER,AMERICA,LLCほか、国内連結子会社１社及び在外連結子会社３社は、次世代技術の開発等を行っております。

その他 …… (ⅰ)当グループの製品等の輸送、機器等のリース、旅行・通関業務及び管理部門業務の一部については連結子会社東京エレクトロンＢＰ㈱が主として行っております。

(ⅱ)当グループの保険業務については連結子会社東京エレクトロンエージェンシー㈱が主として行っております。

［ 電子部品・情報通信機器 ］

連結子会社東京エレクトロン デバイス㈱及びTOKYO ELECTRON DEVICE HONG KONG LTD.、パネトロン㈱、TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.が海外メーカー及び国内メーカーから製品を購入し、販売及び技術サービスを行っております。また、非連結子会社TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.及びTOKYO ELECTRON DEVICE (WUXI) LTD.が設計開発等を行っております。

(注)１ 平成20年６月11日付にて新たにTOKYO ELECTRON INDIA PRIVATE LTD.を設立しております。

２ TOKYO ELECTRON IRELAND LTD.につきましては、平成20年11月６日付にて清算が結了しております。

３ 従来「産業用電子機器」セグメントに区分しておりました「ＦＰＤ(フラット・パネル・ディスプレイ)製造装置」につきましては、当連結会計年度より名称を「ＦＰＤ／ＰＶ(フラットパネルディスプレイ及び太陽電池)製造装置」に変更しております。

((注)１から(注)３について、本「有価証券報告書」中に同じ。)

事業の系統図は、次のとおりであります。

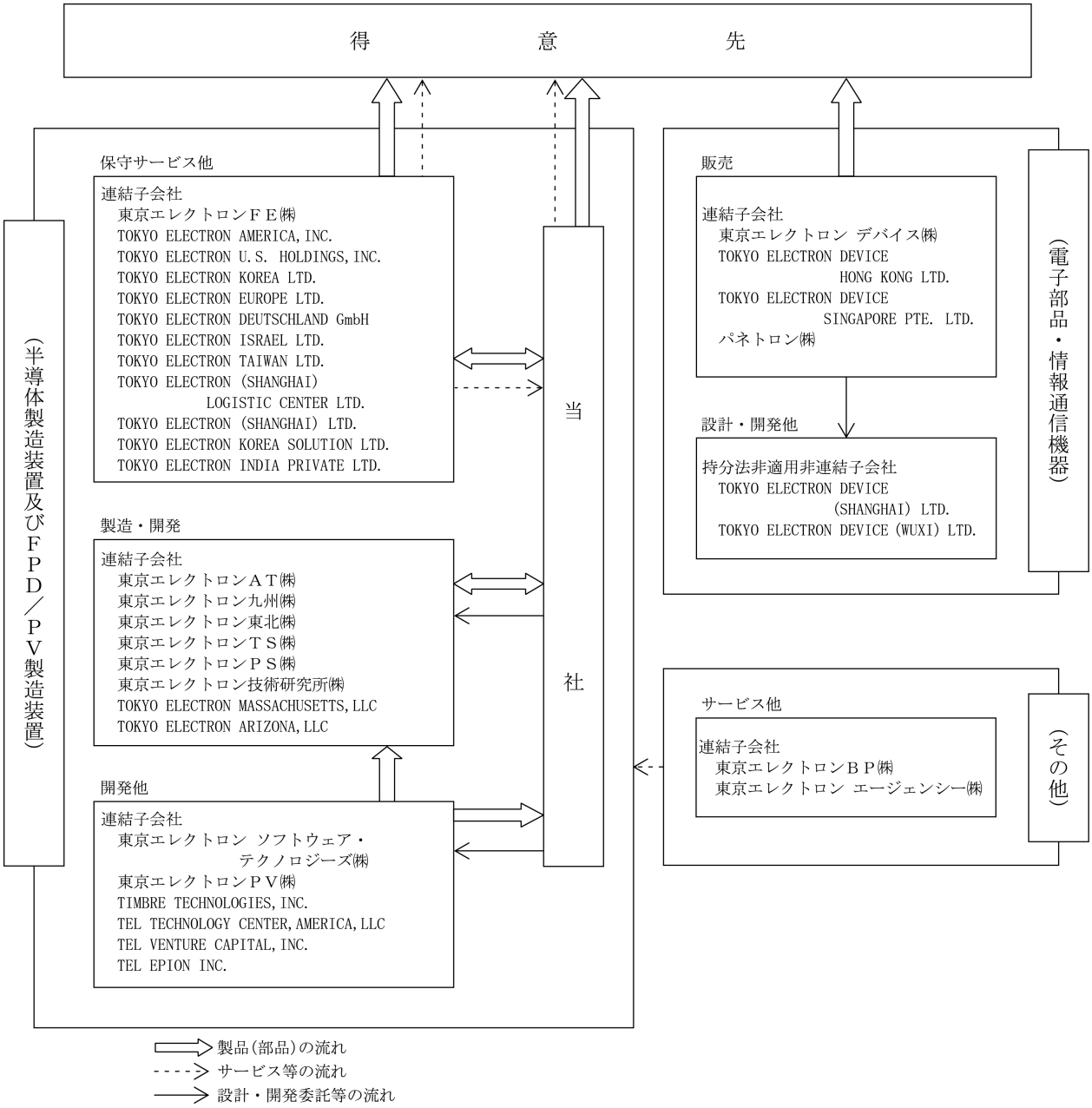

４ 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合(%)	関係内容			
					役員の兼任等	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借
(連結子会社)								
東京エレクトロンＡＴ㈱ (注)２	宮城県 宮城郡松島町	(百万円) 4,000	半導体製造装置等の製造・販売	100.0	あり	なし	当社が販売する一部商品の製造	あり
東京エレクトロン九州㈱ (注)２	熊本県合志市	(百万円) 2,000	半導体製造装置等の製造・販売	100.0	あり	なし	当社が販売する一部商品の製造	あり
東京エレクトロンＦＥ㈱	東京都府中市	(百万円) 100	半導体製造装置等の保守サービス	100.0	あり	なし	当社が販売する一部商品の保守サービス	あり
東京エレクトロン ソフトウェア・テクノロジーズ㈱	東京都府中市	(百万円) 250	ソフトウェアの開発・販売	100.0	あり	なし	当社が販売する一部商品にかかるソフトウェアの開発	あり
東京エレクトロン デバイス㈱ (注)３、４	神奈川県 横浜市 神奈川区	(百万円) 2,495	電子部品・情報通信機器の販売	55.4	あり	なし	なし	あり
東京エレクトロンＢＰ㈱	東京都府中市	(百万円) 640	各種機器等のリース・物流・旅行・通関・施設管理・日用雑貨等の販売	100.0	あり	あり	当社の各種機器等のリース業務、当社商品の輸送・通関業務及び施設管理業務	あり
東京エレクトロン東北㈱	岩手県奥州市	(百万円) 1,000	半導体製造装置等の製造・販売	100.0	あり	なし	当社が販売する一部商品の製造	あり
東京エレクトロンＴＳ㈱	山梨県韮崎市	(百万円) 100	半導体製造装置等の製造・販売	100.0	あり	なし	当社が販売する一部商品の製造	なし
東京エレクトロンＰＳ㈱	東京都府中市	(百万円) 100	半導体製造装置等の改造・移設等	100.0	あり	あり	当社が販売する一部商品の改造・移設等	あり
TOKYO ELECTRON AMERICA,INC.	Austin Texas U.S.A.	(千US$) 0	半導体製造装置等の販売・保守サービス	100.0 (100.0)	あり	なし	当社が販売する商品の米国での買付及び当社が販売する一部商品の保守サービス	なし
TOKYO ELECTRON KOREA LTD.	韓国 京畿道水原市	(百万WON) 3,000	半導体製造装置等の販売・保守サービス	100.0	あり	なし	当社が販売する一部商品の保守サービス	なし
TOKYO ELECTRON TAIWAN LTD.	台湾 新竹市	(千NTD) 200,000	半導体製造装置等の販売・保守サービス	98.0 (2.0)	あり	なし	当社が販売する一部商品の保守サービス	なし
TOKYO ELECTRON EUROPE LTD.	Crawley England U.K.	(千EURO) 17,233	半導体製造装置等の販売・保守サービス	100.0	あり	なし	当社より一部商品の仕入及び外部販売	なし
その他19社								

(注) １ 「議決権の所有又は被所有割合」欄の(　)内数字は、間接所有割合で内数であります。
２ 特定子会社に該当しております。
３ 有価証券報告書を提出しております。
４ 売上高(連結会社間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、有価証券報告書の提出会社であるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

５ 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当連結会計年度における従業員数を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

平成21年３月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
産業用電子機器	9,564
電子部品・情報通信機器	827
合計	10,391

(注) 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年３月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,012	38.8	12.8	8,870,754

(注) １ 従業員数は、就業人員数を表示しております。
２ 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含め、ストックオプションによる株式報酬費用は除いております。

(3) 労働組合の状況

労働組合はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の世界経済動向を概観いたしますと、米国発の金融危機に端を発した景気後退の影響が、欧州、アジアへも波及し、世界同時不況の様相となりました。

当グループの参画しておりますエレクトロニクス産業に関しましては、景気悪化によりパソコンや携帯電話、デジタル家電等の電子機器の需要が低迷し、半導体関連市場も需要減少・価格下落の影響を受け、半導体メーカーは設備投資を延期・凍結しました。

このような厳しい状況のもと、当グループの業績は、主力の半導体製造装置部門の売上が大幅に減少するなど、ビジネス環境悪化の影響は大きく、前連結会計年度を大幅に下回る結果となりました。しかしながら、昨年の初頭から固定費削減を強化し、損益の改善に努めてきたことにより、通期で黒字を確保することができました。

当連結会計年度の連結業績は、売上高5,080億８千２百万円(前連結会計年度比43.9%減)、営業利益147億１千万円(前連結会計年度比91.3%減)、経常利益205億５千５百万円(前連結会計年度比88.1%減)、当期純利益75億４千３百万円(前連結会計年度比92.9%減)となりました。

当連結会計年度の事業の種類別セグメントの実績は、次のとおりであります。

① 産業用電子機器事業

当セグメントの当連結会計年度における売上高は4,148億１千６百万円(前連結会計年度比47.9%減)、営業利益は128億４千３百万円(前連結会計年度比92.2%減)となりました。

《半導体製造装置》

世界的な半導体不況により、半導体メーカーは減産や設備投資の先送り・抑制を実施しました。このような環境のもと、当部門の当連結会計年度における外部顧客に対する売上高は、3,253億８千３百万円(前連結会計年度比55.2%減)と大幅に減少しました。また、期末にかけては在庫調整の進展により、半導体価格が回復に向かうなど、少しずつ底入れの兆しが見えはじめましたが、設備投資の回復には至らず厳しい状況が続きました。

また、製品動向としましては、レジスト塗布現像装置の高生産性新モデル「CLEAN TRACK® LITHIUS Pro™ V」、高生産性、環境負荷低減を可能とした枚葉プラズマ酸化窒化処理装置「Trias® SPA i」、更なる高性能化を実現した新型スクラバー装置「NS300+」などの新製品を市場投入しました。

《ＦＰＤ／ＰＶ(フラットパネルディスプレイ及び太陽電池)製造装置》

当部門の当連結会計年度における外部顧客に対する売上高は、パネルメーカーの大型LCD(液晶ディスプレイ)製造ライン向けを中心に、881億７百万円(前連結会計年度比29.5%増)と堅調に推移しました。しかしながら、受注面につきましては、パネルメーカーによる減産や設備投資抑制の影響を受け、厳しい状況となりました。また、ＰＶ(太陽電池)製造装置分野につきましては、製品開発をすすめる一方で、平成21年２月にスイスの太陽電池製造装置メーカーであるエリコン・ソーラー社のアジア・オセアニア地域での販売代理店となる契約を結ぶなど、事業基盤の構築に努めました。

《その他》

当部門の当連結会計年度における外部顧客に対する売上高は、３億８千４百万円(前連結会計年度比15.5%減)となりました。

② 電子部品・情報通信機器事業

半導体及び電子デバイス分野では、上半期は携帯電話基地局向けカスタムICやPC向けメモリICが比較的堅調に推移していたものの、下半期に入り急速に市場環境が悪化したことにより、低調に推移しました。また、民生機器・産業機器をはじめとした各分野における生産調整等の影響を受けました。

コンピュータシステム関連分野では、企業業績の悪化と景気の先行き不安から、設備投資を抑制する傾向が強まり、新規のIT投資が見送られる状況が続きました。

このような状況のもと、当セグメントの当連結会計年度における売上高は、947億１百万円(前連結会計年度比15.5%減)、営業利益は18億４千万円(前連結会計年度比49.7%減)となりました。

当連結会計年度の所在地別セグメントの実績は、次のとおりであります。

① 日本

当セグメントの当連結会計年度における売上高は、4,826億１千７百万円(前連結会計年度比45.0%減)、営業利益は73億２千２百万円(前連結会計年度比95.4%減)となりました。

② その他の地域

当セグメントの当連結会計年度における売上高は、1,140億５千１百万円(前連結会計年度比26.0%減)、営業利益は50億７千５百万円(前連結会計年度比55.2%減)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末の1,934億９千２百万円から1,276億９百万円減少の658億８千３百万円となりました。なお、現金及び現金同等物に含まれていない預入期間３ヶ月超の定期預金及び譲渡性預金を加えた残高は、前連結会計年度末の2,035億６千２百万円から65億９千３百万円増加し、2,101億５千６百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況等は、次のとおりであります。

営業活動により獲得したキャッシュ・フローにつきましては、前連結会計年度に比べ359億９百万円減少の810億３千万円となりました。主な内訳は、税金等調整前当期純利益96億３千６百万円、減価償却費230億６千８百万円、売上債権の減少1,024億１千２百万円及びたな卸資産の減少212億８千２百万円がそれぞれキャッシュ・フローのプラス要因となった一方、仕入債務の減少299億４千２百万円及び法人税等の支払額408億３千６百万円がキャッシュ・フローのマイナス要因となりました。

投資活動により支出したキャッシュ・フローにつきましては、主に定期預金の純増加額1,343億７千４百万円、有形固定資産の取得172億２千７百万円により、前連結会計年度の301億８千６百万円に対し、1,606億２千１百万円となりました。

財務活動により支出したキャッシュ・フローにつきましては、主に第11回無担保社債300億円の償還、配当金の支払134億２千万円により、前連結会計年度の270億３千３百万円に対し、460億１千５百万円となりました。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
産業用電子機器	377,605	50.3
合計	377,605	50.3

(注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
産業用電子機器	1,540	109.8
電子部品・情報通信機器	78,221	81.6
合計	79,762	81.9

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当連結会計年度における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
産業用電子機器	275,481	43.4	173,354	55.6
電子部品・情報通信機器	90,471	82.0	9,479	71.7
合計	365,952	49.1	182,833	56.3

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
産業用電子機器	413,874	52.1
電子部品・情報通信機器	94,207	84.7
合計	508,082	56.1

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

３ 【対処すべき課題】

現在は世界的に深刻な景気後退期にあり、当グループの関連市場も大変厳しい事業環境にあります。このような状況のもと、全社的に大幅なコスト削減を行い、収益体質強化を図ってまいります。そのなかにあっても、将来の持続的な成長と高収益を実現するためには、最先端技術分野において充分な競争力のある製品開発力を維持することが重要であり、次の景気回復局面では市場の成長を大きく上回ることができるよう、より成長性の高い分野につきましては集中して研究開発投資を実施し、早期の製品化を推進いたします。昨年から新規事業として開始した太陽電池製造装置分野につきましても、当グループの基幹ビジネスへの育成を目指し、早期の事業拡大に努めてまいります。また、「モノづくり力」強化につきましては、内製化の重視や部材の変更などを通じて製造コスト削減を重点的に行うとともに、引き続き品質の向上、製造期間の短縮に注力いたします。併せて、成長の源泉となる人的資源につきましても、事業環境の変化に合わせた最適再配置を行うと同時に全社的な能力強化プログラムを実施するなど、人材育成を更にすすめ将来の飛躍に繋げてまいります。

環境対応につきましても、対処すべき重要な経営課題と考えており、自社内の環境負荷低減活動と並行して、当社の販売する半導体及びＦＰＤ製造装置の使用時における省エネルギー化や規制化学物質の削減などを推進しております。また、このような既存の事業・製品の環境負荷を削減するだけでなく、新たに立ち上げた太陽電池製造装置事業の展開を通じて、地球規模で進む環境問題の解決に貢献することも当グループの重要な使命の一つであると認識しております。

財務面に関しましては、充実した株主資本と手元資金があるものの、厳しい金融情勢のなか、引き続き在庫水準の適正化、製造リードタイムの短縮、収益力の維持強化などの取り組みを継続することによって、キャッシュ・フローの最大化を図り、健全な財務基盤の一層の充実に努めてまいります。

従来から徹底を図っておりますコンプライアンス、企業倫理、リスク管理につきましては、平成21年4月から、コンプライアンス・内部統制担当の執行役員を任命し、リスク管理・内部統制推進室を新設するなど取締役会決議により制定した内部統制基本方針に基づき、必要な施策を推進してまいります。

４ 【事業等のリスク】

本「有価証券報告書」に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本「有価証券報告書」提出日現在において当グループが判断したものであります。

(1) 半導体市場変動による影響

当グループは、技術革新が激しく自らの強みを発揮できる半導体製造装置等のハイテク分野に資源を集中させることにより、高い利益率を獲得してきました。半導体市場は技術の変化により大幅に成長する反面、需給バランスが崩れることによって市場規模が一時的に縮小することがあるため、当グループはこのような局面においても利益を生み出せるように構造改革にも積極的に取り組んできました。しかしながら、予期せぬ市場規模の大幅な縮小によって、受注取消、過剰設備・人員、在庫増加、顧客の財務状況悪化による貸倒損失、仕入先の経営状態悪化による供給不足等が発生する場合には、当グループ業績に少なからず悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定顧客への取引集中による影響

当グループは、優れた最先端技術を搭載した製品及び顧客満足度の高いサービス体制を通じて、国内の大手半導体メーカーを含む、世界中の主要な大手半導体メーカーとの取引拡大に成功してきました。大手半導体メーカーの大規模設備投資のタイミングによっては売上高が特定の顧客に一時的に集中することがあり、販売競争の激化によって当グループ業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3)研究開発による影響

当グループは、微細加工技術、真空技術、プラズマ技術、熱処理技術、塗布・現像技術、洗浄技術、ウェーハ搬送技術、クリーン化技術等の最先端技術について積極的な研究開発投資及び研究開発活動を継続的に実施することにより、最先端の技術を創造するとともに、当該技術を搭載した新製品を早期市場投入することによって当グループが参入する各製品分野において上位の市場シェアと高い利益率の獲得に成功してきました。しかしながら、新製品投入タイミングのずれ等の影響により当グループ業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4)安全に関する影響

当グループは、開発・製造・販売・サービス・管理等の各種業務の遂行において安全や健康に対する配慮を常に念頭において行動するという基本理念のもと、当グループ製品の安全性向上や健康影響排除のために積極的かつ継続的に努力しております。しかしながら、当グループ製品に関連する安全性等の問題により、顧客への損害発生、受注取消等が発生した場合、当グループ業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5)品質に関する影響

当グループは、優れた最先端技術を積極的に開発し新製品に搭載し早期に市場に投入すると同時に、ＩＳＯ９００１の認証取得を含む品質保証体制の確立、及びレベルの高いサービス体制の確立にも努め、その結果、当グループの製品を多くの顧客に採用して頂くことができました。しかしながら、当グループの製品が最先端技術製品である等の原因によって、未知の分野の開発技術も多く存在し、予期せぬ不具合品が発生する等により当グループ業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6)知的財産権に関する影響

当グループは、製品の差別化と競争力強化のために、最先端技術早期開発のための研究開発戦略を事業戦略及び知的財産戦略と三位一体で推進することにより、多くの独自技術の専有化を可能とし、各製品分野における高い市場シェアと利益率の確保に成功してきました。しかしながら、当グループの製品は多くの最先端技術が統合・最適化された製品であることもあり、第三者の技術や特許その他の知的財産権を使用する上で制約される場合等があるため、当グループ業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7)外国為替変動による影響

当グループは、事業の積極的な海外展開に成功したことにより、海外への売上高比率が高くなっております。当グループの輸出は為替リスクを回避するために円建て取引にて行なうことを原則としておりますが、一部外貨建て輸出も存在し、その場合には受注時の先物為替予約等によって為替リスクヘッジに努めております。しかしながら、急激な為替変動によって価格の変動が生じ為替リスクとなることがあり、当グループの業績に間接的に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8)その他リスク

当グループは、新たな高成長・高収益事業の創出、既存事業における更なる高収益の追求、市場規模縮小時においても利益を生み出すことのできる体質への改善に積極的に取り組むとともに、環境保全活動の推進、コンプライアンスやリスク管理体制の再整備にも取り組んできました。しかしながら、当グループが事業を遂行する限りにおいては、同業他社及び他業種企業と同様に、世界及び各地域における経済環境、自然災害、戦争、テロ、感染症等の不可抗力、金融・株式市場、政府等による規制、仕入先の供給体制、商品・不動産市況、国内外での人材確保、標準規格化競争、重要人材の喪失等の影響を受け、場合によっては当グループ業績に悪影響を及ぼすことが想定されます。

５ 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

６ 【研究開発活動】

当グループの研究開発活動は、主として産業用電子機器事業に係わるものであり、半導体製造装置及びＦＰＤ／ＰＶ製造装置に関し、基礎技術開発、プロセス開発及び個別の装置開発を行っております。

なお、当連結会計年度の研究開発費は、前連結会計年度比7.7％減の609億８千７百万円(売上高比12.0％)であります。

当社の研究開発活動は、多様化する半導体製造技術へ対応すべく新製品開発の強化拡大に引き続き努め、特に次世代及び次々世代半導体製造装置に関するモジュール開発や基礎技術開発とプロセス開発を基盤とし、個別の開発では省エネルギー及び環境にも配慮した装置技術の研究開発に注力してまいりました。

主要な研究開発活動拠点は、先端プロセス開発センター(山梨県韮崎市)、関西テクノロジーセンター(兵庫県尼崎市)、東京エレクトロン技術研究所㈱(宮城県仙台市)、TEL TECHNOLOGY CENTER,AMERICA,LLC(米国ニューヨーク州アルバニー市)であります。これらの拠点では、32nm(ナノメートル)以降の微細加工プロセスの基礎技術開発及び評価を行っております。主に、半導体各種成膜、プラズマ、熱処理、ケミカル処理、洗浄、コンタミネーション、シミュレーション、ＭＥＭＳ関連、太陽電池関連、環境対策などの将来の半導体デバイス製造等において必要とされる基礎技術の開発及び評価を行っております。具体的にはデバイス特性を劣化させるパーティクル及び有機物をはじめとするガス・分子状汚染対策等、マイクロコンタミネーションの削減技術の向上、装置メーカーとしてのクリーン対策業務、クリーンルーム環境制御、装置内雰囲気制御、装置構成材料開発及びプロセス最適化のための技術開発などを行っております。加えて有機物、無機物及びイオン等の物質を削減させる観点から、研究対象をクリーンルーム環境からウェーハプロセスまで幅広く見据え、環境改善及び装置開発に貢献し、多種多様の分析機器を駆使し、これら物質のプロセスへの影響を把握し、様々な角度から次世代を担う温暖化係数の少ないプロセス及び装置省エネ技術、クリーン環境の追求及び装置構成部品の選定・規格化に全力を注いでおります。

また、装置ユーザーの装置メーカーに対する期待は、単に装置を提供することだけにとどまらず、そのプロセス開発を含めた開発全般へと変化しており、最先端のプロセス開発とその性能評価を電気的特性で検証していくことも、また重要な役割となっており、いわゆるプロセスインテグレーション技術としてプロセスモジュール(トランジスタ工程から配線工程まで)の評価を通じて、製造装置のプロセス開発を行っております。具体的には、新規プロセス装置評価、新規材料の集積可能性検証、将来技術の電気特性データによる開発指針づくりなどを行っており、国内外の緊密な装置ユーザー・有力大学等との共同作業・共同開発も頻繁に行い、チャレンジングな技術開発を推進しております。

一方、各製造子会社では、熱処理成膜装置、プラズマプロセス装置、レジスト塗布現像装置、洗浄装置、ＦＰＤ／ＰＶ製造装置、テストシステム装置など固有の開発を手掛ける側面から、次世代デバイスから要求される装置・プロセス開発、プロセスの高精度化、装置の高信頼性化、量産化・コスト低減等の技術開発などを中心に、装置仕様の標準化、部品共通化、ソフトウエア共通化など個別装置の開発を推進しております。

また、中期的な成長戦略である「新規ビジネスの創造と育成」のため、研究開発の強化、大学や各種研究機関との連携強化に加え、社外の有望技術の発掘・活用にも取り組んでおります。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績

当連結会計年度の売上高は5,080億８千２百万円(前連結会計年度比43.9%減)となりました。国内売上高が2,088億７千万円(前連結会計年度比35.5%減)、海外売上高が2,992億１千１百万円(前連結会計年度比48.6%減)となり、連結売上高に占める海外売上高の比率につきましては58.9%となりました。なお、当連結会計年度の受注高は3,659億５千２百万円(前連結会計年度比50.9%減)となり、当連結会計年度末の受注残高は1,828億３千３百万円(前連結会計年度末比43.7%減)となりました。

売上原価は3,706億７千３百万円(前連結会計年度比37.7%減)、売上総利益は1,374億８百万円(前連結会計年度比55.9%減)となりました。この結果、売上総利益率は27.0%(前連結会計年度比7.4ポイント減)となりました。

販売費及び一般管理費は1,226億９千７百万円(前連結会計年度比14.1%減)となり、連結売上高に対する比率は24.1%(前連結会計年度比8.3ポイント増)となりました。

これらの結果、営業利益は147億１千万円(前連結会計年度比91.3%減)となりました。経常利益は、営業外収益68億９百万円、営業外費用９億６千４百万円を加減し205億５千５百万円(前連結会計年度比88.1%減)となりました。また、営業利益率は2.9%(前連結会計年度比15.7ポイント減)、経常利益率は4.0%(前連結会計年度比15.1ポイント減)となりました。

特別損益は、投資有価証券評価損や貸倒引当金繰入額を計上したことにより、109億１千８百万円の損失(前連結会計年度は34億９千３百万円の損失)となりました。

税金等調整前当期純利益は96億３千６百万円(前連結会計年度比94.3%減)、当期純利益は75億４千３百万円(前連結会計年度比92.9%減)となりました。

この結果、１株当たり当期純利益は42円15銭(前連結会計年度１株当たり当期純利益594円01銭)となりました。

(2) 財政状態

当連結会計年度末の流動資産は、前連結会計年度末から1,345億４千６百万円減少し、5,056億８千７百万円となりました。主な内容としましては、受取手形及び売掛金の減少1,044億８千３百万円、たな卸資産の減少269億９百万円によるものであります。

有形固定資産は、前連結会計年度末から41億９千９百万円減少し、999億６百万円となりました。

無形固定資産は、前連結会計年度末から24億９千３百万円減少し、107億６千万円となりました。

投資その他の資産は、繰延税金資産が増加したことなどにより、前連結会計年度末から174億１千９百万円増加し、526億４千４百万円となりました。

これらを合計し総資産は、前連結会計年度末から1,238億１千９百万円減少の6,689億９千８百万円となりました。

流動負債は前連結会計年度末から1,095億４千８百万円減少し、892億７千２百万円となりました。主な内容としては、支払手形及び買掛金の減少309億３千９百万円、第11回無担保社債300億円の償還、未払法人税等の減少264億８千７百万円によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ17億８百万円増加の504億６千万円となりました。

純資産は、当期純利益75億４千３百万円を計上したことによる増加、前期の期末配当98億４千１百万円及び当期の中間配当35億７千８百万円の実施による減少、評価・換算差額等の減少101億１千４百万円等の結果、前連結会計年度末から159億７千９百万円減少の5,292億６千５百万円となり、また自己資本比率は77.5%となりました。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、内容を厳選し、産業用電子機器事業において、販売促進、研究開発等を目的とする評価用機械装置の取得並びに研究・生産設備の増設工事を中心に実施いたしました。

主な内容といたしましては、当社におけるデモ・評価用等機械装置41億円、東京エレクトロンＡＴ㈱におけるプロセス評価用機械装置12億円、東京エレクトロン九州㈱におけるプロセス評価用機械装置23億円であります。

これらの結果、当連結会計年度の設備投資額は181億円となりました。

なお、生産・販売能力に重要な影響を及ぼす設備の除却、売却はありません。

２ 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成21年３月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (東京都港区)	産業用電子機器	事務所	489	2	－	140	632	652
府中テクノロジー センター (東京都府中市)	産業用電子機器	事務所	104	0	－	30	135	134
大阪支社 (大阪府大阪市淀川区)	産業用電子機器	事務所	19	－	－	6	25	45
関西テクノロジー センター (兵庫県尼崎市)	産業用電子機器	事務所 倉庫 研究所	1,277	106	－	92	1,475	－
山梨事業所 (山梨県韮崎市)	産業用電子機器	事務所 倉庫 研究所	4,939	3,376	3,178 (232,496.64)	1,361	12,855	119
仙台事業所 (宮城県仙台市泉区)	産業用電子機器	事務所 倉庫 研究所	3,284	0	1,561 (42,992.25)	17	4,863	－
東北地区 (岩手県奥州市)	産業用電子機器	工場用地等	－	10	1,882 (133,811.86)	8	1,902	1
佐賀地区 (佐賀県鳥栖市)	産業用電子機器	工場用地等	－	100	1,185 (107,025.00)	4	1,290	－
大津地区 (熊本県菊池郡大津町)	産業用電子機器	工場用地等	－	－	963 (79,435.15)	3	966	－
合志地区 (熊本県合志市)	産業用電子機器	工場用地等	－	667	3,158 (154,929.77)	33	3,859	18
松島地区 (宮城県宮城郡松島町)	産業用電子機器	工場用地等	－	12	1,231 (153,637.69)	2	1,246	－

(注) １ 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「リース資産」及び「建設仮勘定」の合計であります。

２ 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

平成21年３月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
東京エレクトロンＡＴ㈱	本社・宮城事業所 (宮城県宮城郡松島町)	産業用 電子機器	工場	1,920	42	－	82	2,045	140
	山梨事業所(藤井地区) (山梨県韮崎市)	産業用 電子機器	工場	6,962	2,228	8 (1,587.00)	755	9,955	1,056
	山梨事業所(穂坂地区) (山梨県韮崎市)	産業用 電子機器	工場	937	2,097	－	297	3,332	373
東京エレクトロン九州㈱	本社・合志事業所 (熊本県合志市)	産業用 電子機器	工場	13,281	2,918	246 (19,297.94)	1,902	18,349	1,117
	佐賀事業所 (佐賀県鳥栖市)	産業用 電子機器	工場	2,258	603	－	181	3,043	245
	大津事業所 (熊本県菊池郡大津町)	産業用 電子機器	工場	2,649	293	－	54	2,997	129
東京エレクトロン東北㈱	本社 (岩手県奥州市)	産業用 電子機器	工場	1,824	505	102 (5,201.04)	369	2,802	510
	山梨事業所 (山梨県韮崎市)	産業用 電子機器	工場	17	954	－	32	1,004	78
東京エレクトロン技術研究所㈱	本社 (宮城県仙台市泉区) 他３拠点	産業用 電子機器	事務所 倉庫 研究所	5	673	－	1,072	1,751	149
東京エレクトロンＰＳ㈱	本社・相模事業所 (神奈川県相模原市) 他３拠点	産業用 電子機器	事務所 倉庫 研究所	695	37	1,087 (20,627.95)	4	1,824	163
東京エレクトロンＢＰ㈱	本社 (東京都府中市) 他18拠点	産業用 電子機器	事務所 倉庫	1,000	47	1,303 (33,306.31)	1,028	3,379	698

(注) １ 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「リース資産」及び「建設仮勘定」の合計であります。

２ 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 在外子会社

平成21年３月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
TOKYO ELECTRON U.S. HOLDINGS, INC.	本社 (Austin Texas U.S.A.)	産業用 電子機器	事務所 倉庫	2,501	2	972 (572,342.45)	160	3,636	119
TOKYO ELECTRON AMERICA, INC.	本社 (Austin Texas U.S.A.)他16拠点	産業用 電子機器	事務所 倉庫	8	1,380	－	168	1,557	854
TOKYO ELECTRON KOREA LTD.	本社 (韓国、京畿道水原市)他６拠点	産業用 電子機器	事務所 倉庫	453	0	994 (19,125.62)	56	1,504	424
TOKYO ELECTRON KOREA SOLUTION LTD.	本社 (韓国、京畿道華城市)	産業用 電子機器	事務所 倉庫	702	190	－	501	1,393	65
TOKYO ELECTRON TAIWAN LTD.	本社 (台湾、新竹市)	産業用 電子機器	事務所 倉庫	0	－	－	1,081	1,081	201

(注) １ 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「リース資産」及び「建設仮勘定」の合計であります。

２ 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

３ 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修等にかかる設備投資予定額は、158億円であります。

その所要資金については全額、自己資金を充当する予定であります。

重要な設備の新設、改修、除却、売却等の計画は、以下のとおりであります。

(1) 新設

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
東京エレクトロン㈱ 山梨事業所他	山梨県 韮崎市	産業用 電子機器	デモ・評価用 機械装置	666	－	自己 資金	平成21年 4月	平成22年 3月	デモ・評価用のため能力の増加はなし
東京エレクトロンＡＴ㈱ 山梨事業所他	山梨県 韮崎市	産業用 電子機器	プロセス評価 用機械装置	1,292	－	自己 資金	平成21年 4月	平成22年 3月	プロセス評価用のため能力の増加はなし
東京エレクトロン九州㈱ 合志事業所他	熊本県 合志市	産業用 電子機器	プロセス評価 用機械装置	738	－	自己 資金	平成21年 4月	平成22年 3月	プロセス評価用のため能力の増加はなし
東京エレクトロン東北㈱ 本社他	岩手県 奥州市	産業用 電子機器	プロセス評価 用機械装置	660	－	自己 資金	平成21年 4月	平成22年 3月	プロセス評価用のため能力の増加はなし
東京エレクトロン 技術研究所㈱ 本社他	宮城県 仙台市 泉区	産業用 電子機器	プロセス評価 用機械装置	1,232	－	自己 資金	平成21年 4月	平成22年 3月	プロセス評価用のため能力の増加はなし
東京エレクトロン㈱	宮城県 黒川郡 大和町	産業用 電子機器	土地 (面積㎡)	7,036 (290,569.93)	－	自己 資金	平成21年 7月	平成21年 7月	－
TOKYO ELECTRON TAIWAN LTD.	台湾 新竹市	産業用 電子機器	事務所 倉庫	2,143	1,071	自己 資金	平成20年 5月	平成21年 10月	事務所・倉庫のため能力の増加はなし

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 改修

特記すべき事項はありません。

(3) 除却

特記すべき事項はありません。

(4) 売却

特記すべき事項はありません。

第４　【提出会社の状況】

１　【株式等の状況】

(1)　【株式の総数等】

①　【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

②　【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年３月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年６月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	180,610,911	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株である。
計	180,610,911	同左	―	―

(注)　「提出日現在発行数」欄には、平成21年６月１日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成14年６月21日)		
	事業年度末現在 (平成21年３月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年５月31日)
新株予約権の数(個)	3,920	3,891
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	29	9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	392,000	389,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり8,807	同左
新株予約権の行使期間	平成16年８月１日から 平成22年６月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　１株当たり8,807 資本組入額　１株当たり4,404	同左
新株予約権の行使の条件	(注)１～７	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

(注) １ 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権１個を最低行使単位とします。)

２ 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間(１月１日から12月31日までの期間をいいます。)における行使可能な新株予約権の個数の上限又は新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。)を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。

３ 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。

４ 上記３にかかわらず、対象者が平成16年８月１日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より１年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。

５ 上記３にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員(ほか身分により様々な限定を設けて)については、この限りではありません。

６ 上記３にかかわらず、対象者が平成16年８月１日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より６ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。

７ その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日（平成15年６月20日）		
	事業年度末現在 （平成21年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年５月31日）
新株予約権の数（個）	6,078	6,052
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	26	―
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	607,800	605,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１株当たり6,794	同左
新株予約権の行使期間	平成17年８月１日から 平成23年６月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　１株当たり6,794 資本組入額　１株当たり3,397	同左
新株予約権の行使の条件	（注）１～７	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

（注）１　新株予約権の分割行使はできないものとします。（新株予約権１個を最低行使単位とします。）

２　当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間（１月１日から12月31日までの期間をいいます。）における行使可能な新株予約権の個数の上限及び新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限（以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。）を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。

３　対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。

４　上記３にかかわらず、対象者が平成17年８月１日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より１年以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。

５　上記３にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員（ほか身分により様々な限定を設けて）については、この限りではありません。

６　上記３にかかわらず、対象者が平成17年８月１日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より６ヶ月以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。

７　その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日（平成16年６月22日）		
	事業年度末現在 （平成21年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年５月31日）
新株予約権の数（個）	3,935	3,913
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	22	―
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	393,500	391,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１株当たり5,884	同左
新株予約権の行使期間	平成18年８月１日から 平成24年６月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　１株当たり5,884 資本組入額　１株当たり2,942	同左
新株予約権の行使の条件	（注）１～７	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

（注）１　新株予約権の分割行使はできないものとします。（新株予約権１個を最低行使単位とします。）

２　当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間（１月１日から12月31日までの期間をいいます。）における行使可能な新株予約権の個数の上限及び新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限（以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。）を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。

３　対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。

４　上記３にかかわらず、対象者が平成18年８月１日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より１年以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。

５　上記３にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員（ほか身分により様々な限定を設けて）については、この限りではありません。

６　上記３にかかわらず、対象者が平成18年８月１日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より６ヶ月以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。

７　その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日（平成17年６月24日）		
	事業年度末現在 （平成21年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年５月31日）
新株予約権の数（個）	420	380
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	42,000	38,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１株当たり１	同左
新株予約権の行使期間	平成20年８月１日から 平成37年６月30日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成20年８月１日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　１株当たり１ 資本組入額　１株当たり１	同左
新株予約権の行使の条件	（注）１～６	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

（注）１　新株予約権の分割行使はできないものとします。（新株予約権１個を最低行使単位とします。）

２　対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。

３　上記２にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成20年７月31日以前のときには平成20年８月１日より１年以内、その死亡日が平成20年８月１日以降のときには対象者の死亡の日より１年以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。

４　上記２にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合（同時に又は連続して複数の地位にある対象者については、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。）には、その喪失日が平成20年７月31日以前のときには平成20年８月１日より１年以内、その喪失日が平成20年８月１日以降のときには当該地位の喪失日より１年以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、対象者は権利行使することができる旨定めることができます。

ア）当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由

イ）当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由

５　上記２にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が平成20年８月１日以降に上記３及び４に定める事由以外の事由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該地位の喪失日より３ヶ月以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。

６　その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日（平成17年６月24日）		
	事業年度末現在 （平成21年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年５月31日）
新株予約権の数（個）	743	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	74,300	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１株当たり6,468	同左
新株予約権の行使期間	平成19年８月１日から 平成25年６月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　１株当たり6,468 資本組入額　１株当たり3,234	同左
新株予約権の行使の条件	（注）１～５	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

（注）１　新株予約権の分割行使はできないものとします。（新株予約権１個を最低行使単位とします。）

２　対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。

３　上記２にかかわらず、対象者が平成19年８月１日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より１年以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。

４　上記２にかかわらず、対象者が平成19年８月１日以降に死亡以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より６ヶ月以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。

５　その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成18年６月23日)		
	事業年度末現在 (平成21年３月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年５月31日)
新株予約権の数(個)	641	637
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	64,100	63,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり１	同左
新株予約権の行使期間	平成21年７月１日から 平成38年５月29日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成21年７月１日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　１株当たり１ 資本組入額　(注)１	同左
新株予約権の行使の条件	(注)２～７	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)８	同左

(注) １ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

２ 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権１個を最低行使単位とします。)

３ 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。

４ 上記３にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成21年６月30日以前のときは平成21年７月１日より１年以内、その死亡日が平成21年７月１日以降のときには対象者の死亡の日より１年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。

５ 上記３にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成21年６月30日以前のときには平成21年７月１日より１年以内、その喪失日が平成21年７月１日以降のときには当該地位の喪失日より１年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は権利行使することができる旨定めることができます。

ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由

イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由

６ 上記３にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が平成21年７月１日以降に上記４及び５に定める事由以外の事由で、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該地位の喪失日より３ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。

７ その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

8　当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という)を行う場合は、新株予約権者に対し、各場合に応じ、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「存続会社等」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができます。

①交付する新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とします。

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は、存続会社等の普通株式とし、その数は、新株予約権者が保有する当該新株予約権の目的となる株式数(調整が行われていた場合には、調整後の株式数)に当社株式１株に対する存続会社等の株式の割当比率を乗じて、又は合併等の条件を勘案して合理的に決定し、１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとします。

③存続会社等の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

存続会社等の各新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、１株当たりの払込金額を１円とし、これに上記②に定める新株予約権１個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。

④存続会社等の新株予約権の権利行使期間

上記表の新株予約権の行使期間に定める期間とし、交付時に権利行使期間が到来している場合には、合併等の効力発生日より上記表の新株予約権の行使期間に定める期間満了日までとします。

⑤新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑥存続会社等の新株予約権についての行使条件及び取得

合併等の直前において残存する新株予約権の行使条件及び取得に応じて決定します。

⑦存続会社等の新株予約権の譲渡制限

存続会社等の新株予約権の取得については存続会社等の取締役会の承認を要するものとします。

株主総会の特別決議日(平成19年６月22日)		
	事業年度末現在 (平成21年３月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年５月31日)
新株予約権の数(個)	996	994
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	99,600	99,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり１	同左
新株予約権の行使期間	平成22年７月１日から 平成39年５月31日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成22年７月１日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　１株当たり１ 資本組入額　(注)１	同左
新株予約権の行使の条件	(注)２～７	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)８	同左

(注) １ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

２ 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権１個を最低行使単位とします。)

３ 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。

４ 上記３にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成22年６月30日以前のときは平成22年７月１日より１年以内、その死亡日が平成22年７月１日以降のときには対象者の死亡の日より１年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を相続の上、新株予約権を権利行使することができます。

５ 上記３にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(対象者が同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成22年６月30日以前のときには平成22年７月１日より１年以内、その喪失日が平成22年７月１日以降のときには当該喪失日より１年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権の権利行使することができる旨定めることができます。

ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員
任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由

イ) 当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等
定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由

６ 上記３にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、上記４及び５に定める事由以外の事由により対象者が平成22年７月１日以降に当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該喪失の日より３ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。

７ その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

8　当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することができます。再編対象会社の新株予約権を交付する場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

①交付する新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権者が保有する当該新株予約権の目的となる株式数(調整が行われていた場合には、調整後の株式数)に当社株式１株に対する存続会社等の株式の割当比率を乗じて、又は合併等の条件を勘案して合理的に決定し、１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記表の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表の新株予約権の行使期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

⑧新株予約権についての行使条件及び取得

残存新株予約権の行使条件及び取得に準じて決定します。

株主総会の特別決議日（平成20年６月20日）		
	事業年度末現在 （平成21年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年５月31日）
新株予約権の数（個）	1,779	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	177,900	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１株当たり１	同左
新株予約権の行使期間	平成23年７月１日から 平成40年５月31日まで ただし、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる期間を平成23年７月１日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　１株当たり１ 資本組入額　（注）１	同左
新株予約権の行使の条件	（注）２～７	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）８	同左

（注）１　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

２　新株予約権の分割行使はできないものとします。（新株予約権１個を最低行使単位とします。）

３　対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。

４　上記３にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成23年６月30日以前のときは平成23年７月１日より１年以内、その死亡日が平成23年７月１日以降のときには対象者の死亡の日より１年以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、相続人は新株予約権を相続の上、新株予約権を権利行使することができます。

５　上記３にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合（対象者が同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。）には、その喪失日が平成23年６月30日以前のときには平成23年７月１日より１年以内、その喪失日が平成23年７月１日以降のときには当該喪失日より１年以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、対象者は新株予約権の権利行使することができる旨定めることができます。

ア）当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員
　任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由

イ）当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等
　定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由

６　上記３にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、上記４及び５に定める事由以外の事由により対象者が平成23年７月１日以降に当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該喪失の日より３ヶ月以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。

７　その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

8　当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することができます。再編対象会社の新株予約権を交付する場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

①交付する新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権者が保有する当該新株予約権の目的となる株式数(調整が行われていた場合には、調整後の株式数)に当社株式１株に対する存続会社等の株式の割当比率を乗じて、又は合併等の条件を勘案して合理的に決定し、１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記表の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表の新株予約権の行使期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

⑧新株予約権についての行使条件及び取得

残存新株予約権の行使条件及び取得に準じて決定します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成15年４月１日から平成16年３月31日(注)	4,912,981	180,610,911	7,737,945	54,961,191	7,737,945	78,023,165

(注) 転換社債の転換による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成21年３月31日現在

区分	株式の状況(１単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	146	40	421	601	38	39,816	41,062	―
所有株式数(単元)	―	687,039	46,210	107,811	778,730	192	184,736	1,804,718	139,111
所有株式数の割合(%)	―	38.07	2.56	5.97	43.15	0.01	10.24	100.00	―

(注) 1 自己株式1,643,398株は、「個人その他」欄に16,433単元、「単元未満株式の状況」欄に98株含まれております。

2 「その他の法人」欄には、証券保管振替機構名義の株式が３単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町２丁目11番３号	22,509	12.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海１丁目８番11号	14,755	8.16
株式会社東京放送	東京都港区赤坂５丁目３番６号	8,727	4.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４Ｇ)	東京都中央区晴海１丁目８番11号	6,926	3.83
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	東京都中央区日本橋兜町６番７号 常任代理人　株式会社みずほコーポレート銀行	3,760	2.08
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内２丁目７番１号	3,000	1.66
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海１丁目８番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーＺ棟	2,986	1.65
ビービーエイチ ブイアイピー コントラファンド インフォ テク サブ	東京都千代田区丸の内２丁目７番１号 常任代理人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,937	1.62
ＪＰモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内２丁目７番３号 東京ビルディング	2,810	1.55
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	東京都中央区日本橋兜町６番７号 常任代理人　株式会社みずほコーポレート銀行	2,544	1.40
計	―	70,957	39.28

（注） 金融商品取引法の「株券等の大量保有の状況に関する開示」制度に基づき、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行及びその共同保有者である他４社から平成20年３月31日付で提出された変更報告書により平成20年３月24日現在、13,004千株所有している旨、フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者である他１社から平成21年４月７日付で提出された変更報告書により平成21年３月31日現在、11,928千株所有している旨、キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー及びその共同保有者である他４社から平成20年７月７日付で提出された変更報告書により平成20年６月30日現在、8,885千株所有している旨、バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社及びその共同保有者である他４社から平成20年４月21日付で提出された変更報告書により平成20年４月14日現在、8,199千株所有している旨、ドイツ銀行ロンドン支店及びその共同保有者である他３社から平成20年４月22日付で提出された変更報告書により平成20年４月15日現在、6,809千株所有している旨、野村證券株式会社及びその共同保有者である他２社から平成20年４月22日付で提出された変更報告書により平成20年４月15日現在、6,765千株所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成21年３月31日現在の実質保有状況の確認ができない部分については、上記表に含めておりません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,643,300	―	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおり
完全議決権株式(その他)	普通株式 178,828,500	1,788,285	同上
単元未満株式	普通株式 139,111	―	―
発行済株式総数	180,610,911	―	―
総株主の議決権	―	1,788,285	―

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が300株(議決権３個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式98株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 東京エレクトロン株式会社	東京都港区赤坂五丁目３番１号	1,643,300	―	1,643,300	0.91
計	―	1,643,300	―	1,643,300	0.91

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、自己株式取得方式及び新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

① 平成13年６月27日開催の第38期定時株主総会において、旧商法第210条ノ２第２項及び産業活力再生特別措置法第９条第１項の規定に基づき、当社が自己株式を買付ける方式により、当社及び産業活力再生特別措置法第９条第１項に定める特定関係事業者の取締役、コーポレート・シニア・スタッフ(CSS)に対して権利付与することを決議いたしました。

その内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成13年６月27日
付与対象者の区分及び人数	当社及び産業活力再生特別措置法第９条第１項に定める特定関係事業者の取締役、コーポレート・シニア・スタッフ(CSS)(33名)
株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
株式の数(株)	215,600
譲渡価額(円)	8,821
権利行使期間	平成15年７月１日から平成21年６月30日まで
権利行使についての条件	(注)１～５
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

(注) １ 株式譲渡請求権の譲渡、質入その他一切の処分は認められません。

２ 権利を付与された者が、権利行使期間中に当社又は子会社(特定関係事業者に限りません。)の取締役、監査役若しくは使用人の地位を保有している場合、権利を行使することができます。ただし、かかる地位を任期満了、定年等の理由により失った場合でも、なおその後も権利を行使することができます。

３ 権利を付与された者が、権利行使期間中に当社又は子会社(特定関係事業者に限りません。)の取締役、監査役若しくは使用人の地位を前記２但書及び後記４以外の理由により失った場合は、かかる地位を失った日より６ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、権利を行使することができます。

４ 権利を付与された者が、当該権利行使期間に死亡した場合は、契約に従い、相続人が死亡の日より１年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、権利を行使することができます。

５ その他権利行使の条件は、平成13年６月27日開催の第38期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と権利を付与された者との間で締結した契約に定めるところによることとします。

② 平成14年６月21日開催の第39期定時株主総会において、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議いたしました。

その内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成14年６月21日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役及び従業員(614名)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
株式の数(株)	495,000
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

③ 平成15年６月20日開催の第40期定時株主総会において、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議いたしました。

その内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成15年６月20日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役及び従業員(1,732名)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
株式の数(株)	978,300
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

④　平成16年６月22日開催の第41期定時株主総会において、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議いたしました。

その内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成16年６月22日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役及び従業員(444名)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
株式の数(株)	799,700
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

⑤　平成17年６月24日開催の第42期定時株主総会において、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議いたしました。

その内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成17年６月24日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社国内子会社の取締役、監査役及び執行役員並びに当社海外子会社の会長及び社長(81名)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
株式の数(株)	85,200
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

⑥　平成17年６月24日開催の第42期定時株主総会において、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議いたしました。

その内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成17年６月24日
付与対象者の区分及び人数	当社海外子会社の役員(オフィサーを含む)及び幹部従業員(85名)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
株式の数(株)	92,000
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

⑦　平成18年６月23日開催の第43期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議し、平成18年６月23日開催の取締役会において募集要項を決定いたしました。

その内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年６月23日
付与対象者の区分及び人数	①平成18年３月31日時点(当社第43期期末日)の当社及び当社国内子会社の取締役、執行役員並びに当社海外子会社の会長、社長、副社長（73名） ②当社海外子会社の役員(オフィサーを含む)及び上級幹部従業員（30名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
株式の数(株)	①59,600 ②7,300
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

⑧　平成19年６月22日開催の第44期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議し、平成19年６月22日開催の取締役会において募集要項を決定いたしました。

その内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年６月22日
付与対象者の区分及び人数	①平成19年３月31日時点(当社第44期期末日)の当社取締役（11名） ②平成19年３月31日時点(当社第44期期末日)の当社執行役員及び平成19年６月22日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって退任となる当社取締役、平成19年３月31日時点(当社第44期期末日)の当社国内子会社の取締役及び執行役員並びに当社海外子会社の会長・社長・副会長、当社海外関係会社の役員(オフィサーを含む)及び上級幹部従業員のうち、必要と認められる者（78名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
株式の数(株)	①32,100 ②68,300
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

⑨　平成20年６月20日開催の第45期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議し、平成20年６月20日開催の取締役会において募集要項を決定いたしました。

その内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成20年６月20日
付与対象者の区分及び人数	①平成20年３月31日時点(当社第45期期末日)の当社取締役（11名） ②平成20年３月31日時点(当社第45期期末日)の当社執行役員、平成20年３月31日時点(当社第45期期末日)の当社国内子会社の取締役及び執行役員並びに当社海外子会社の会長・社長・副会長、当社海外関係会社の役員(オフィサーを含む)及び上級幹部従業員のうち、必要と認められる者(83名)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載の普通株式
株式の数(株)	①53,900 ②124,000
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

２ 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第７号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第７号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	8,971	38,281
当期間における取得自己株式	552	2,300

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年６月１日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他(ストックオプションの権利行使)	44,500	17,693	4,000	4
保有自己株式数	1,643,398	―	1,639,950	―

(注) 1　当期間における取得自己株式の処理状況のその他には、平成21年６月１日から有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使による株式数は含めておりません。

2　当期間における保有自己株式数には、平成21年６月１日から有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使及び単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

３ 【配当政策】

当社の配当政策は、業績連動型・収益対応型配当の継続実施であり、連結当期純利益に対する配当性向20％を目途とすることを株主還元の基本方針としております。

剰余金の配当の回数については、中間配当と期末配当の年２回を基本としており、また、その決議機関については、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当は、中間配当として上半期の連結業績に上記基本方針を勘案し１株につき20円といたしましたが、期末配当につきましては、下半期業績は損失を計上することとなったものの、安定的な配当を継続し株主の皆様のご期待に応えるため、１株につき4円（中間配当20円と併せ通期では24円）を決議いたしました。

内部留保資金につきましては、業容拡大のための研究開発、設備投資、海外展開などに有効活用するとともに、キャッシュ・フロー重視の経営に注力し、利益成長を実現することを通じ、株主各位のご支援にお応えしてまいる所存であります。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	１株当たり配当額 （円）
平成20年10月31日取締役会決議	3,578	20
平成21年５月14日取締役会決議	715	4

４ 【株価の推移】

(1) 【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	平成17年３月	平成18年３月	平成19年３月	平成20年３月	平成21年３月
最高（円）	7,390	9,270	9,650	9,410	7,360
最低（円）	5,110	5,350	6,980	5,540	2,305

（注） 株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場によるものであります。

(2) 【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年１月	２月	３月
最高（円）	4,770	3,700	3,130	3,920	3,750	4,120
最低（円）	2,375	2,305	2,305	2,865	3,050	2,875

（注） 株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場によるものであります。

５ 【役員の状況】

役名	職名	氏名 (生年月日)	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	―	東　　哲　郎 (昭和24年８月28日生)	昭和52年４月 平成２年12月 平成６年４月 平成８年６月 平成15年６月	当社入社 当社取締役 当社常務取締役 当社取締役社長 当社取締役会長(現任) 〔主要な兼職〕 TOKYO ELECTRON U.S. HOLDINGS,INC.取締役会長	(注)４	35,028
取締役 副会長	―	常　石　哲　男 (昭和27年11月24日生)	昭和51年４月 平成４年６月 平成８年６月 平成15年６月	当社入社 当社取締役 当社専務取締役 当社取締役副会長(現任) 〔主要な兼職〕 TOKYO ELECTRON (SHANGHAI) LTD.取締役会長 TOKYO ELECTRON (SHANGHAI) LOGISTIC CENTER LTD.取締役会長	(注)４	6,358
取締役 副会長	―	佐　藤　　潔 (昭和31年４月２日生)	昭和54年４月 平成13年12月 平成15年４月 平成15年６月 平成21年４月	当社入社 当社クリーントラックBUGM(ビジネス ユニット ジェネラル マネージャー) 当社社長付執行役員 当社取締役社長 当社取締役副会長(現任)	(注)４	3,000
代表取締役 社長	―	竹　中　博　司 (昭和36年２月５日生)	昭和59年４月 平成14年４月 平成15年４月 平成17年４月 平成18年４月 平成19年６月 平成21年４月	当社入社 当社枚葉成膜BUGM(ビジネス ユニット ジェネラル マネージャー) 当社執行役員 当社サーマルプロセスシステムBUGM(ビジネス ユニット ジェネラル マネージャー) 当社SPE-3事業部 副事業部長 当社取締役 当社取締役社長(現任) 〔主要な兼職〕 TOKYO ELECTRON AMERICA,INC.取締役会長 TOKYO ELECTRON EUROPE LTD.取締役会長	(注)４	2,300
取締役	―	原　　護 (昭和21年８月14日生)	昭和45年４月 平成元年12月 平成８年４月 平成８年６月 平成11年３月 平成13年７月 平成14年２月 平成14年６月	当社入社 当社取締役 東京エレクトロン東北㈱専務取締役 当社取締役退任 東京エレクトロンＥＥ㈱取締役社長 東京エレクトロン デバイス㈱取締役会長 東京エレクトロンＡＴ㈱取締役社長 当社取締役(現任)	(注)４	6,000
取締役	―	久保寺　正　男 (昭和24年６月21日生)	昭和53年12月 昭和54年１月 平成６年４月 平成７年７月 平成10年４月 平成13年４月 平成15年４月 平成16年６月 平成19年６月	超音波工業㈱退社 当社入社 テル・エンジニアリング㈱取締役 東京エレクトロン山梨㈱常務取締役 東京エレクトロン宮城㈱取締役社長 東京エレクトロンＡＴ㈱専務取締役 同社取締役会長 当社取締役(現任) 東京エレクトロンＡＴ㈱取締役会長(現任) 〔主要な兼職〕 東京エレクトロンＡＴ㈱取締役会長	(注)４	2,552

役名	職名	氏名 (生年月日)	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	岩　津　春　生 (昭和25年３月20日生)	昭和59年10月 昭和59年11月 平成５年４月 平成10年４月 平成12年１月 平成15年４月 平成17年６月 平成18年10月 平成19年６月 平成21年４月	宮崎沖電気㈱退社 当社入社 東京エレクトロン九州㈱取締役 同社常務取締役 当社洗浄システムBUGM(ビジネス ユニット ジェネラル マネージャー) 東京エレクトロン九州㈱取締役社長 当社取締役 東京エレクトロン九州㈱取締役会長(現任) 当社取締役副社長 当社取締役(現任) 〔主要な兼職〕 東京エレクトロン九州㈱取締役会長	(注)４	4,700
取締役 専務執行 役員	—	北　山　博　文 (昭和29年３月28日生)	昭和58年８月 昭和58年12月 平成７年７月 平成11年３月 平成15年４月 平成17年２月 平成18年４月 平成19年６月 平成20年10月 平成21年４月	日本発条㈱退社 テル・サームコ㈱入社 東京エレクトロン東北㈱取締役 東京エレクトロン山梨㈱取締役 東京エレクトロンＡＴ㈱常務執行役員 同社取締役社長 東京エレクトロン東北㈱取締役社長 当社執行役員 当社取締役(現任) 東京エレクトロン東北㈱取締役会長(現任) 当社専務執行役員(現任) 東京エレクトロンＰＳ㈱取締役会長(現任) 〔主要な兼職〕 東京エレクトロン東北㈱取締役会長 東京エレクトロンＰＳ㈱取締役会長 TOKYO ELECTRON KOREA SOLUTION LTD.取締役会長 TOKYO ELECTRON TAIWAN LTD.取締役会長	(注)４	2,600
取締役 専務執行 役員	—	鷲　野　憲　治 (昭和36年６月７日生)	昭和59年４月 平成15年４月 平成17年４月 平成18年４月 平成19年６月 平成21年４月	当社入社 当社執行役員 当社洗浄システムBUGM(ビジネス ユニット ジェネラル マネージャー) 当社枚葉成膜BUGM(ビジネス ユニット ジェネラルマネージャー) 当社SPE-2事業部 副事業部長 当社取締役(現任) 当社専務執行役員(現任) 〔主要な兼職〕 TOKYO ELECTRON MASSACHUSETTS,LLC取締役会長 TEL VENTURE CAPITAL,INC.取締役会長 TEL EPION INC.取締役会長	(注)４	2,000
取締役 専務執行 役員	—	伊　東　　晃 (昭和36年８月30日生)	昭和59年４月 平成15年４月 平成18年４月 平成19年６月 平成21年４月	当社入社 当社執行役員 当社クリーントラックBUGM(ビジネス ユニット ジェネラル マネージャー) 当社SPE-1事業部 副事業部長 当社取締役(現任) 当社専務執行役員(現任) 〔主要な兼職〕 TIMBRE TECHNOLOGIES,INC.取締役会長	(注)４	2,100

役名	職名	氏名 (生年月日)	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行 役員	倫理担当、 内部統制 担当	中　村　　隆 (昭和29年10月６日生)	昭和54年３月 昭和54年４月 平成４年10月 平成７年10月 平成９年10月 平成13年４月 平成15年４月 平成15年10月 平成16年10月 平成20年４月 平成21年４月 平成21年６月	㈱東武ストア退社 当社入社 当社SPE企画管理室長 当社総務部長 東京エレクトロン山梨㈱取締役 当社コーポレート・シニア・スタッフ 東京エレクトロン ロジスティクス㈱取締役社長 東京エレクトロンＢＰ㈱取締役社長 東京エレクトロン九州㈱専務執行役員 東京エレクトロンＡＴ㈱専務執行役員 当社常務執行役員(現任) 当社コーポレート管理本部長(現任) 当社取締役(現任)	(注) 4	1,300
取締役	—	井　上　　弘 (昭和15年１月５日生)	昭和38年４月 平成５年６月 平成８年６月 平成９年６月 平成13年６月 平成14年６月 平成18年６月 平成21年４月	㈱東京放送入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役副社長 同社取締役社長 当社取締役(現任) ㈱東京放送ホールディングス取締役会長(現任) 〔主要な兼職〕 ㈱東京放送ホールディングス取締役会長 ㈱ＴＢＳテレビ取締役会長	(注) 4	—
取締役	—	坂　根　正　弘 (昭和16年１月７日生)	昭和38年４月 平成元年６月 平成６年６月 平成９年６月 平成11年６月 平成13年６月 平成15年６月 平成19年６月 平成20年６月	㈱小松製作所入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役副社長 同社取締役社長 同社取締役社長兼CEO 同社取締役会長(現任) 当社取締役(現任) 〔主要な兼職〕 ㈱小松製作所取締役会長	(注) 4	—
常勤監査役	—	吉　田　光　孝 (昭和23年３月31日生)	昭和55年２月 平成２年３月 平成３年４月 平成５年４月 平成７年４月 平成８年６月 平成10年６月 平成14年２月 平成15年４月 平成15年６月 平成19年６月	当社入社 東京エレクトロン相模㈱取締役 同社常務取締役 東京エレクトロン東北㈱専務取締役 同社取締役社長 当社取締役 当社常務取締役 当社取締役 東京エレクトロン ソフトウェア・テクノロジーズ㈱ 取締役社長 当社取締役退任 当社常勤監査役(現任)	(注) 5	10,000
常勤監査役	—	本　田　祐　一 (昭和22年８月22日生)	昭和61年６月 昭和61年７月 平成６年６月 平成10年４月 平成10年６月 平成14年３月 平成17年６月 平成21年６月	山陽国策パルプ㈱退社 当社入社 当社取締役 当社コーポレート・シニア・スタッフ 当社取締役退任 TOKYO ELECTRON EUROPE LTD.取締役 当社取締役 当社常勤監査役(現任)	(注) 7	10,000

役名	職名	氏名 (生年月日)	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	田　近　東　吾 (昭和19年10月１日生)	昭和42年４月 昭和62年７月 昭和63年４月 平成３年２月 平成４年10月 平成７年６月 平成８年９月 平成12年５月 平成16年10月 平成17年６月	㈱東京放送入社 同社モスクワ支局長 同社ワシントン支局長 同社秘書部専任部長 同社国際室専任部長 同社メディア企画部長 同社総務局広報部長 同社メディア国際室局長 TOKYO BROADCASTING SYSTEM INTERNATIONAL, INC. 取締役社長 ㈱東京放送経営企画局担当局長 ㈱エフ・アンド・エフ常務取締役 当社常勤監査役(現任)	(注) 8	—
監査役	—	前　田　　博 (昭和29年５月10日生)	昭和56年４月 平成13年６月 平成16年10月	弁護士登録 当社監査役(現任) 西村ときわ法律事務所(現　西村あさひ法律事務所) 所属(現任)	(注) 6	—
計						87,938

(注) 1　取締役のうち井上弘氏及び坂根正弘氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2　監査役のうち田近東吾氏及び前田博氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3　当社では、平成15年４月から、執行役員制度を導入しております。
4　取締役の任期は、平成21年６月19日開催の定時株主総会から平成22年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5　監査役吉田光孝氏の任期は、平成19年６月22日開催の定時株主総会から平成23年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6　監査役前田博氏の任期は、平成20年６月20日開催の定時株主総会から平成24年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7　監査役本田祐一氏の任期は、平成21年６月19日開催の定時株主総会から平成24年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。同氏は、任期の満了前に退任した監査役の後任として選任されており、その任期は当社定款の定めにより、前任者の残任期間と同一であります。
8　監査役田近東吾氏の任期は、平成21年６月19日開催の定時株主総会から平成25年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

経営のグローバル化が進行する状況のもとにおいて、株主をはじめとするすべてのステークホルダー(利害関係者)にとっての企業価値の向上を重視した経営を推進するために、企業倫理と遵法を徹底するとともに、内部統制システム及びリスク管理システムの整備・強化を推進し、加えて経営の透明性・客観性を確保することを基本的な方針・目的としております。

② コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況(平成21年３月31日現在)

Ⅰ 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係わる経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、企業価値の最大化・株主満足度の向上を図るためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識しており、

１．経営の透明性と健全性の確保
２．迅速な意思決定と事業の効率的執行
３．タイムリーかつ適切な情報開示

を有効に機能させるための体制構築に努めております。

なお、当社におきましては、現状の監査役設置方式が株主重視の観点から有効に機能していることから、社外取締役３名を含む取締役14名で構成される取締役会と社外監査役２名を含む監査役４名で構成される監査役会による監査役制度を採用しております。

また、当社におきましては、従来から取締役会と執行機関との機能を分離するとともに、代表取締役会長、代表取締役社長の報酬を取締役会に提案する報酬委員会と、株主総会で選任される取締役候補者の選定及び取締役会で選任される最高経営責任者の選定等を行う指名委員会をそれぞれ取締役会のなかに設置し、ガバナンスの向上を目指しております。なお、報酬委員会・指名委員会は、代表取締役会長、代表取締役社長を除く取締役４名でそれぞれ構成されております。

加えて、株主重視の経営のもと、株主に対する透明性が重要であるとの視点に立ち、代表取締役の個別報酬開示等を実施しております。

平成14年６月開催の定時株主総会において、経営環境の変化に迅速に対応し、経営責任をより一層明確に示す体制とするため、取締役の任期を２年から１年に変更いたしております。

執行体制につきましても、取締役会と執行機関の役割をより明確化するために、平成15年４月より執行役員制を導入し、よりスピーディーな事業戦略の立案・実行に取り組んでおります。

なお、コーポレート・ガバナンス体制並びに後述いたします内部統制システム及びリスク管理体制の模式図は以下のとおりであります。

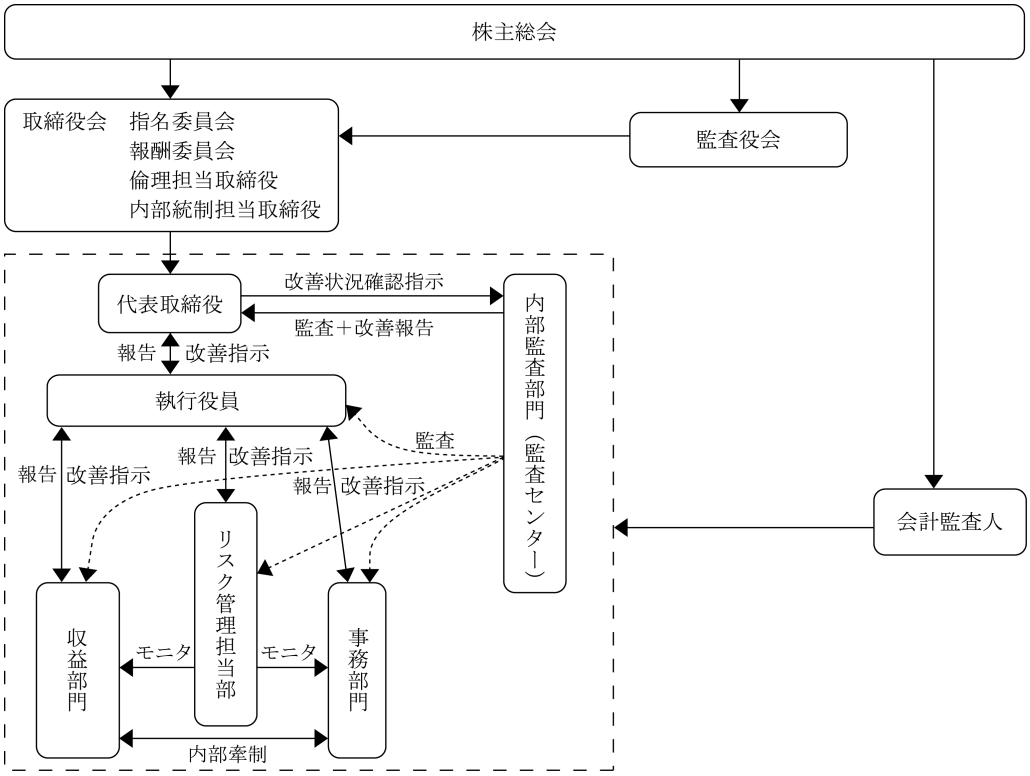

Ⅱ　内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、高い水準での企業倫理を保持するとともに法律、国際的なルールを遵守して行動することを第一義と考えており、倫理担当取締役を任命するとともに倫理基準を制定し、企業倫理の徹底に取り組んでおります。また、内部統制システム及びリスク管理体制の整備の重要性を認識しており、内部統制担当取締役を任命しております。

当社は内部監査部門として監査センターを設置するとともに、総務部内にビジネスリスク、オペレーションリスクなどの危機管理対策を遂行する機能を設け、それぞれのリスクに対する必要な社内規程類の整備及び教育・啓蒙活動などを実施しております。加えて、取締役会決議により制定した内部統制基本方針のもと、更なる内部統制システムの強化を目的にスタートさせたプロジェクトを推進役とし、コンプライアンス体制の強化、リスク管理の実践、グループ会社における規程等の整備などを行っております。

Ⅲ　内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

内部監査部門につきましては、業務監査、コンプライアンス監査、システム監査の機能を持つ監査センターを設置し、監査機能の拡充を図っております。社長直轄組織である監査センター(11名)は、当グループの国内・海外拠点において年に20回の監査を実施し、当グループの内部統制システム、すなわち、経営方針等の共有化、各種情報伝達、リスク評価、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制、それらに基づく業務活動の有効性評価を行い、必要な場合には現場への業務改善の支援を行っております。

また、経営層に対する監査結果の報告や監査役との情報交換会・監査役への報告会(年22回)を実施しております。

監査役監査につきましては、常勤監査役が中心となり、取締役会、経営会議等の重要会議に出席するほか、業務監査、会計監査、リスク管理の評価等を行うとともに、取締役の職務執行を監査しております。

会計監査につきましては、あずさ監査法人と監査契約を締結しており、期中監査に際して当社からあらゆる情報、データを提供しており、迅速かつ正確な監査が実施し易い環境を整備しております。業務を執行した公認会計士の氏名、監査法人名及び継続監査年数並びに監査補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人	継続監査年数	補助者の構成
指定社員業務執行社員　大西　健太郎	あずさ監査法人	５年	公認会計士　10名 その他　　22名(注)
指定社員業務執行社員　高橋　　勉	あずさ監査法人	４年	

(注)その他は、会計士補、日本公認会計士協会準会員、システム監査担当者であります。

Ⅳ　役員報酬の内容

当事業年度に係る当社の取締役及び監査役に対する報酬は以下のとおりであります。

役員報酬：	社内取締役に対する報酬	678百万円
	社外取締役に対する報酬	17百万円
	社内監査役に対する報酬	72百万円
	社外監査役に対する報酬	34百万円

(注)上記報酬額には、当事業年度におけるストックオプションの費用計上額と、平成21年６月19日開催の第46期定時株主総会において決議された当事業年度に係る役員賞与額を含んでおります。

③ 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係の概要
（平成21年３月31日現在）

当社の社外取締役は、井上弘氏、常深康裕氏及び坂根正弘氏の３名であります。

社外取締役　井上弘氏は株式会社東京放送の代表取締役社長であり、社外取締役　坂根正弘氏は株式会社小松製作所の代表取締役会長でありますが、当社と社外取締役との間に特別の利害関係はありません。また、社外取締役　常深康裕氏と当社との取引関係はありません。

また、会社法に定める当社の社外監査役は、田近東吾氏、前田博氏の２名であります。

社外監査役　田近東吾氏と当社との取引関係はありません。社外監査役　前田博氏は西村あさひ法律事務所所属の弁護士であり、当社と社外監査役との間に特別の利害関係はありません。なお、当社が同事務所に法律業務を委任する必要が生じた場合には、双方が独立した当事者として都度契約条件を交渉し、個別の委任契約を締結することとしております。

④ 社外取締役及び社外監査役との間で締結している責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を定款に設けております。当該定款に基づき、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役は18名以内とする旨を定款で定めております。

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

⑦ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を目的とし、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、審議を円滑かつ機動的に行うことを目的として、株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	―	―	167	14
連結子会社	―	―	96	―
計	―	―	263	14

② 【その他重要な報酬の内容】

当社連結子会社であるTOKYO ELECTRON U.S. HOLDINGS,INC.及びTOKYO ELECTRON EUROPE LTD.等７社は、当社の監査公認会計士等であるあずさ監査法人と同一のネットワークに属しているKPMG LLP等に対して、監査業務等の対価として１億２千万円の報酬を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「連結財務諸表における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(実務対応報告第18号)への対応に関する助言業務」及び「財務報告に係る内部統制評価等に関する助言業務」等であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

(注) 当連結会計年度は、当該記載内容の適用初年度であるため、前連結会計年度の①「監査公認会計士等に対する報酬の内容」及び③「監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容」については記載しておりません。

第５　【経理の状況】

１　連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年４日１日から平成21年３月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前連結会計年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）及び当連結会計年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）及び当事業年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
①【連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成20年３月31日）	当連結会計年度 （平成21年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	67,540	51,156
受取手形及び売掛金	224,170	119,687
有価証券	136,022	159,001
たな卸資産	161,151	－
商品及び製品	－	88,416
仕掛品	－	29,306
原材料及び貯蔵品	－	16,518
繰延税金資産	24,140	11,480
その他	27,271	30,139
貸倒引当金	△62	△20
流動資産合計	640,233	505,687
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1 119,577	※1 121,568
減価償却累計額	△67,279	△71,308
建物及び構築物（純額）	52,297	50,259
機械装置及び運搬具	※1 69,818	※1 72,586
減価償却累計額	△51,388	△54,999
機械装置及び運搬具（純額）	18,429	17,587
工具、器具及び備品	※1 29,917	－
減価償却累計額	△21,467	－
工具、器具及び備品（純額）	8,449	－
土地	※1 20,729	※1 20,678
建設仮勘定	4,199	4,708
その他	－	※1 31,886
減価償却累計額	－	△25,213
その他（純額）	－	6,672
有形固定資産合計	104,105	99,906
無形固定資産		
その他	13,253	10,760
無形固定資産合計	13,253	10,760
投資その他の資産		
投資有価証券	8,837	9,131
繰延税金資産	14,846	31,939
その他	※2 11,843	※2 19,118
貸倒引当金	△301	△7,545
投資その他の資産合計	35,224	52,644
固定資産合計	152,584	163,311
資産合計	792,817	668,998

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成20年３月31日）	当連結会計年度 （平成21年３月31日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	55,332	24,393
未払法人税等	28,239	－
賞与引当金	12,726	4,965
製品保証引当金	9,815	6,115
その他	※3 92,706	※3 53,798
流動負債合計	198,820	89,272
固定負債		
退職給付引当金	43,704	47,046
その他	5,047	3,413
固定負債合計	48,752	50,460
負債合計	247,572	139,732
純資産の部		
株主資本		
資本金	54,961	54,961
資本剰余金	78,392	78,114
利益剰余金	410,866	404,435
自己株式	△11,369	△11,111
株主資本合計	532,850	526,398
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,172	△842
繰延ヘッジ損益	460	66
為替換算調整勘定	△529	△7,235
評価・換算差額等合計	2,102	△8,011
新株予約権	483	1,148
少数株主持分	9,807	9,729
純資産合計	545,244	529,265
負債純資産合計	792,817	668,998

②【連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
売上高	906,091	508,082
売上原価	594,794	※4 370,673
売上総利益	311,297	137,408
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	20,044	19,042
賞与引当金繰入額	3,411	1,269
退職給付引当金繰入額	1,990	1,998
その他の人件費	11,647	7,044
減価償却費	5,355	5,872
研究開発費	※2 66,072	※2 60,987
その他	34,277	26,481
販売費及び一般管理費合計	142,799	122,697
営業利益	168,498	14,710
営業外収益		
受取利息	1,416	1,707
補助金収入	※3 2,170	※3 2,700
その他	1,544	2,400
営業外収益合計	5,131	6,809
営業外費用		
支払利息	343	175
固定資産賃貸費用	240	266
売上債権売却損	167	132
その他	164	389
営業外費用合計	916	964
経常利益	172,713	20,555
特別利益		
固定資産売却益	※1 2,364	※1 67
新株予約権戻入益	※6 466	－
その他	188	18
特別利益合計	3,020	85
特別損失		
貸倒引当金繰入額	－	7,360
固定資産除売却損	※1 884	※1 352
減損損失	※4 808	－
投資有価証券評価損	－	2,432
事務所移転費用	729	212
のれん償却額	※5 4,072	－
その他	18	646
特別損失合計	6,513	11,004
税金等調整前当期純利益	169,219	9,636
法人税、住民税及び事業税	56,568	4,552
法人税等調整額	5,373	△2,762
法人税等合計	61,942	1,790
少数株主利益	1,005	303
当期純利益	106,271	7,543

③【連結株主資本等変動計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	54,961	54,961
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	54,961	54,961
資本剰余金		
前期末残高	78,346	78,392
当期変動額		
自己株式の処分	45	△278
当期変動額合計	45	△278
当期末残高	78,392	78,114
利益剰余金		
前期末残高	328,026	410,866
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	－	△551
当期変動額		
剰余金の配当	△23,431	△13,420
当期純利益	106,271	7,543
連結範囲の変動	－	△2
当期変動額合計	82,840	△5,879
当期末残高	410,866	404,435
自己株式		
前期末残高	△12,167	△11,369
当期変動額		
自己株式の取得	△40	△38
自己株式の処分	838	296
当期変動額合計	797	258
当期末残高	△11,369	△11,111
株主資本合計		
前期末残高	449,166	532,850
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	－	△551
当期変動額		
剰余金の配当	△23,431	△13,420
当期純利益	106,271	7,543
自己株式の取得	△40	△38
自己株式の処分	884	17
連結範囲の変動	－	△2
当期変動額合計	83,683	△5,900
当期末残高	532,850	526,398

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	5,853	2,172
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,680	△3,014
当期変動額合計	△3,680	△3,014
当期末残高	2,172	△842
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△177	460
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	637	△393
当期変動額合計	637	△393
当期末残高	460	66
為替換算調整勘定		
前期末残高	5,332	△529
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,862	△6,705
当期変動額合計	△5,862	△6,705
当期末残高	△529	△7,235
評価・換算差額等合計		
前期末残高	11,008	2,102
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,905	△10,114
当期変動額合計	△8,905	△10,114
当期末残高	2,102	△8,011
新株予約権		
前期末残高	584	483
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△100	664
当期変動額合計	△100	664
当期末残高	483	1,148
少数株主持分		
前期末残高	9,051	9,807
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	756	△78
当期変動額合計	756	△78
当期末残高	9,807	9,729

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
純資産合計		
前期末残高	469,810	545,244
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	－	△551
当期変動額		
剰余金の配当	△23,431	△13,420
当期純利益	106,271	7,543
自己株式の取得	△40	△38
自己株式の処分	884	17
連結範囲の変動	－	△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,249	△9,527
当期変動額合計	75,434	△15,427
当期末残高	545,244	529,265

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	169,219	9,636
減価償却費	21,413	23,068
減損損失	808	－
のれん償却額	5,672	－
退職給付引当金の増減額（△は減少）	3,754	3,426
前払年金費用の増減額（△は増加）	△4,035	－
貸倒引当金の増減額（△は減少）	－	7,333
賞与引当金の増減額（△は減少）	△1,404	△7,761
製品保証引当金の増減額（△は減少）	△4,322	△3,345
受取利息及び受取配当金	△1,491	△1,805
支払利息	343	175
為替差損益（△は益）	694	103
固定資産売却損益（△は益）	△2,332	－
固定資産除却損	852	350
投資有価証券評価損益（△は益）	－	2,432
移転費用	729	212
新株予約権戻入益	△466	－
売上債権の増減額（△は増加）	2,473	102,412
たな卸資産の増減額（△は増加）	28,342	21,282
仕入債務の増減額（△は減少）	△27,373	△29,942
未収消費税等の増減額（△は増加）	△1,446	4,509
前受金の増減額（△は減少）	2,130	5,321
破産更生債権等の増減額（△は増加）	－	△7,355
その他	△3,924	△9,734
小計	189,637	120,319
利息及び配当金の受取額	1,372	1,749
利息の支払額	△348	△201
法人税等の支払額	△73,721	△40,836
営業活動によるキャッシュ・フロー	116,939	81,030
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△44,070	△353,803
定期預金の払戻による収入	34,000	219,429
有形固定資産の取得による支出	△19,338	△17,227
有形固定資産の売却による収入	4,270	655
無形固定資産の取得による支出	△4,041	△1,182
投資有価証券の取得による支出	－	△7,815
その他	△1,006	△677
投資活動によるキャッシュ・フロー	△30,186	△160,621

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	4,351	△2,262
長期借入金の返済による支出	△3,000	－
社債の償還による支出	△5,500	△30,000
自己株式の純増減額（△は増加）	843	△20
配当金の支払額	△23,431	△13,420
その他	△297	△311
財務活動によるキャッシュ・フロー	△27,033	△46,015
現金及び現金同等物に係る換算差額	△617	△2,068
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	59,103	△127,676
現金及び現金同等物の期首残高	134,389	193,492
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	－	67
現金及び現金同等物の期末残高	※1　193,492	※1　65,883

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
１　連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数　30社 主要な連結子会社の名称 東京エレクトロンＡＴ㈱ 東京エレクトロン九州㈱ 東京エレクトロン東北㈱ 東京エレクトロンＦＥ㈱ 東京エレクトロン デバイス㈱ TOKYO ELECTRON AMERICA,INC. TOKYO ELECTRON EUROPE LTD. TOKYO ELECTRON KOREA LTD. ①東京エレクトロン技術研究所㈱につきましては、当連結会計年度において当社の新設分割により新たに設立したため、連結の範囲に含めております。 ②東京エレクトロンＰＶ㈱につきましては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。 ③TOKYO ELECTRON NEDERLAND B.V.につきましては、平成19年８月６日付にて清算が結了しております。 (2) 主要な非連結子会社の名称 TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD. TOKYO ELECTRON DEVICE (WUXI) LTD. TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD. パネトロン㈱ (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。	１　連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数　32社 主要な連結子会社の名称 東京エレクトロンＡＴ㈱ 東京エレクトロン九州㈱ 東京エレクトロン東北㈱ 東京エレクトロンＦＥ㈱ 東京エレクトロン デバイス㈱ TOKYO ELECTRON AMERICA,INC. TOKYO ELECTRON EUROPE LTD. TOKYO ELECTRON KOREA LTD. ①TOKYO ELECTRON INDIA PRIVATE LTD.につきましては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。 ②前連結会計年度において、持分法非適用非連結子会社でありましたパネトロン㈱及びTOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.につきましては、重要性が増したことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。 ③TOKYO ELECTRON IRELAND LTD.につきましては、平成20年11月６日付にて清算が結了したため、連結の範囲から除外しております。 (2) 主要な非連結子会社の名称 TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD. TOKYO ELECTRON DEVICE (WUXI) LTD. (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。
２　持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の非連結子会社数　なし (2) 持分法適用の関連会社数　なし ㈱イービームにつきましては、平成19年９月７日付にて清算が結了しております。 (3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称 TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD. TOKYO ELECTRON DEVICE (WUXI) LTD. TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD. パネトロン㈱ (持分法を適用しない理由) 持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。	２　持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の非連結子会社数　なし (2) 持分法適用の関連会社数　なし (3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称 TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD. TOKYO ELECTRON DEVICE (WUXI) LTD. (持分法を適用しない理由) 持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
３　連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、TOKYO ELECTRON (SHANGHAI) LOGISTIC CENTER LTD.及びTOKYO ELECTRON (SHANGHAI) LTD.の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。	３　連結子会社の事業年度等に関する事項 同左
４　会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。) 時価のないもの 総平均法による原価法によっております。 ②たな卸資産 主として個別法による原価法を採用しております。 ③デリバティブ 時価法によっております。	４　会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 ②たな卸資産 主として個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。 (会計処理の変更) 当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第９号 平成18年７月５日公表分)を適用しております。 これによる損益に与える影響は、軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 ③デリバティブ 同左
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物　２～60年 機械装置及び運搬具　２～17年 (会計処理の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律　平成19年３月30日　法律第６号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令　平成19年３月30日　政令第83号))に伴い、平成19年４月１日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴い、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,428百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産(リース資産を除く) 当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物　２～60年 機械装置及び運搬具　２～17年

前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
（追加情報） 当社及び国内連結子会社は、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。 これに伴い、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ219百万円減少しております。	
②無形固定資産 定額法によっております。 なお、当社及び国内連結子会社の自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（２～５年）に基づく定額法を採用しております。	②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、当社及び国内連結子会社の自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（２～５年）に基づく定額法を採用しております。
	③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 （会計処理の変更） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 これによる損益に与える影響は、軽微であります。また、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
(3) 重要な引当金の計上基準	(3) 重要な引当金の計上基準
①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主に個別の債権について回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	①貸倒引当金 同左
②賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。	②賞与引当金 同左
③退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（４年）による定額法により按分した額を費用処理しております。	③退職給付引当金 同左

前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（４年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。	
④製品保証引当金 製品の保証期間中のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の支出実績に基づき将来の支出見込額を計上しております。	④製品保証引当金 同左
(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	――――――――――――――
(5) 重要なヘッジ会計の方法	(4) 重要なヘッジ会計の方法
①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、当社及び一部の国内連結子会社は、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。	①ヘッジ会計の方法 同左
②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段　デリバティブ取引（先物為替予約） ヘッジ対象　外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引	②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左
③ヘッジ方針 原則、外貨建取引は、取引成約時（予定取引を含む）に成約高の範囲内で先物為替予約を利用することにより、為替変動リスクをヘッジしております。	③ヘッジ方針 同左
④ヘッジ有効性評価の方法 当社及び一部の国内連結子会社は、キャッシュ・フロー変動の累計額を比率分析しております。また、連結子会社東京エレクトロン デバイス㈱は、ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であり、為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。	④ヘッジ有効性評価の方法 当社及び一部の国内連結子会社は、キャッシュ・フロー変動の累計額を比率分析しております。
(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
①消費税等の会計処理の方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	①消費税等の会計処理の方法 同左
②連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	②連結納税制度の適用 同左
5　連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	5　連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左
6　のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。	6　のれん及び負ののれんの償却に関する事項 同左
7　連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する短期的な投資からなっております。	7　連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左

【会計処理の変更】

前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
――――――――――――――――	（連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用） 当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号　平成18年５月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる損益に与える影響は、軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
（連結貸借対照表） １　前連結会計年度において独立掲記しておりました無形固定資産の「のれん」（当連結会計年度727百万円）は、当連結会計年度において資産の総額の100分の１以下であるため、当連結会計年度より無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。 ２　前連結会計年度において独立掲記しておりました固定負債の「役員退職慰労引当金」（当連結会計年度665百万円）は、当連結会計年度において負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、当連結会計年度より固定負債の「その他」に含めて表示しております。 ３　前連結会計年度において流動資産の「現金及び預金」に含めて表示しておりました譲渡性預金（当連結会計年度136,022百万円）は、改正後の「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会　最終改正平成19年７月４日　委員会報告第14号）において有価証券として取り扱うものとされたため、当連結会計年度より「有価証券」として表示しております。	（連結貸借対照表） １　財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成20年８月７日内閣府令第50号）が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。 なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ101,053百万円、42,123百万円、17,974百万円であります。 ２　前連結会計年度において独立掲記しておりました有形固定資産の「工具、器具及び備品」（当連結会計年度6,665百万円）は、当連結会計年度において資産の総額の100分の５以下であるため、当連結会計年度より有形固定資産の「その他」に含めて表示しております。 ３　前連結会計年度において独立掲記しておりました流動負債の「未払法人税等」（当連結会計年度1,751百万円）は、当連結会計年度において負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、当連結会計年度より流動負債の「その他」に含めて表示しております。
（連結損益計算書） １　前連結会計年度において独立掲記しておりました営業外収益の「受取配当金」（当連結会計年度74百万円）は、当連結会計年度において営業外収益の総額の100分の10以下であるため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。 ２　前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産賃貸費用」は、当連結会計年度において営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。 なお、前連結会計年度の営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産賃貸費用」は、169百万円であります。 ３　前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「売上債権売却損」は、当連結会計年度において営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。 なお、前連結会計年度の営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「売上債権売却損」は、169百万円であります。 ４　前連結会計年度において独立掲記しておりました営業外費用の「為替差損」（当連結会計年度27百万円）は、当連結会計年度において営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。 ５　前連結会計年度において独立掲記しておりました特別利益の「投資有価証券売却益」（当連結会計年度135百万円）は、当連結会計年度において特別利益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より特別利益の「その他」に含めて表示しております。	――――――――――――――――

前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
(連結キャッシュ・フロー計算書) 1　前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「前払年金費用の増減額（△は増加）」は、当連結会計年度において金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。 　なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「前払年金費用の増減額（△は増加）」は、△965百万円であります。 2　前連結会計年度において独立掲記しておりました営業活動によるキャッシュ・フローの「投資有価証券売却損益」(当連結会計年度△135百万円)は、当連結会計年度において金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。 3　前連結会計年度において独立掲記しておりました投資活動によるキャッシュ・フローの「投資有価証券の売却による収入」(当連結会計年度150百万円)は、当連結会計年度において金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。 4　前連結会計年度において独立掲記しておりました投資活動によるキャッシュ・フローの「貸付けによる支出」(当連結会計年度△288百万円)は、当連結会計年度において金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。	(連結キャッシュ・フロー計算書) 1　前連結会計年度において独立掲記しておりました営業活動によるキャッシュ・フローの「のれん償却額」(当連結会計年度242百万円)は、当連結会計年度において金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。 2　前連結会計年度において独立掲記しておりました営業活動によるキャッシュ・フローの「前払年金費用の増減額（△は増加）」(当連結会計年度51百万円)は、当連結会計年度において金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。 3　前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金の増減額（△は減少）」は、当連結会計年度において金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。 　なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金の増減額（△は減少）」は、△49百万円であります。 4　前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損益（△は益）」は、当連結会計年度において金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。 　なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損益（△は益）」は、16百万円であります。 5　前連結会計年度において投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券の取得による支出」は、当連結会計年度において金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。 　なお、前連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券の取得による支出」は、△457百万円であります。

【注記事項】

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度 （平成20年３月31日）	当連結会計年度 （平成21年３月31日）
※１　国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から直接減額した圧縮記帳額は、564百万円であり、その内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物　2百万円 機械装置及び運搬具　60百万円 工具、器具及び備品　43百万円 土地　458百万円 合計　564百万円	※１　国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から直接減額した圧縮記帳額は、564百万円であり、その内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物　2百万円 機械装置及び運搬具　60百万円 土地　458百万円 有形固定資産（その他）　43百万円 合計　564百万円
※２　非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。 その他（株式）　69百万円 その他（出資金）　23百万円 合計　93百万円	※２　非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。 その他（出資金）　23百万円
※３　当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行７行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額　135,805百万円 借入実行残高　6,069百万円 差引額　129,735百万円	※３　当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行７行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額　139,135百万円 借入実行残高　3,806百万円 差引額　135,329百万円

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度
（自　平成19年４月１日
至　平成20年３月31日）

※１　固定資産売却・除却損益の内訳

売却益

建物及び構築物	921百万円
機械装置及び運搬具	205百万円
工具、器具及び備品	3百万円
土地	1,233百万円
合計	2,364百万円

売却損

建物及び構築物	15百万円
機械装置及び運搬具	8百万円
工具、器具及び備品	8百万円
合計	32百万円

除却損

建物及び構築物	107百万円
機械装置及び運搬具	390百万円
工具、器具及び備品	48百万円
無形固定資産(その他)	306百万円
合計	852百万円

※２　一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

66,072百万円

※３　米国における研究開発に係る補助金収入であります。

※４　減損損失

当グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
熊本県菊池郡菊陽町（熊本事業所）	工場	建物及び構築物他	808百万円

閉鎖の決定された工場については、個別案件ごとにグルーピングしております。上記資産グループにつきましては、閉鎖決定により今後の使用見込が未定であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額については正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、第三者による合理的に算定された市場価格に基づき算定しております。また、閉鎖後、処分が予定されているものについては、正味売却価額を零として評価しております。

※５　「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（日本公認会計士協会　平成19年３月29日会計制度委員会報告第７号）第32項の規定に基づき、TIMBRE TECHNOLOGIES,INC.の株式取得時に発生したのれんを償却しております。

※６　当連結会計年度に行使請求期間が満了した新株引受権の未行使残高（当連結会計年度466百万円）は、新株予約権戻入益に含めて表示しております。

当連結会計年度
（自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日）

※１　固定資産売却・除却損益の内訳

売却益

機械装置及び運搬具	54百万円
有形固定資産(その他)	12百万円
合計	67百万円

売却損

建物及び構築物	0百万円
有形固定資産(その他)	1百万円
合計	2百万円

除却損

建物及び構築物	51百万円
機械装置及び運搬具	232百万円
有形固定資産(その他)	39百万円
無形固定資産(その他)	26百万円
合計	350百万円

※２　一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

60,987百万円

※３　同左

※４　期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

6,398百万円

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	180,610	―	―	180,610

２　自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	1,812	5	139	1,678

（変動事由の概要）

増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少はストック・オプション行使によるものであります。

３　新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成13年新株引受権	―	―	―	―	―	―
	平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	274
	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	209
合計			―	―	―	―	483

（注）　平成18年ストック・オプションとしての新株予約権及び平成19年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年５月11日取締役会	普通株式	10,906	61	平成19年３月31日	平成19年６月１日
平成19年11月13日取締役会	普通株式	12,524	70	平成19年９月30日	平成19年12月７日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年５月13日取締役会	普通株式	利益剰余金	9,841	55	平成20年３月31日	平成20年５月30日

当連結会計年度(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	180,610	―	―	180,610

２　自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	1,678	8	44	1,643

(変動事由の概要)

増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少はストック・オプション行使によるものであります。

３　新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	423
	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	484
	平成20年ストック・オプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	241
合計			―	―	―	―	1,148

(注)　平成18年ストック・オプションとしての新株予約権、平成19年ストック・オプションとしての新株予約権及び平成20年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年５月13日取締役会	普通株式	9,841	55	平成20年３月31日	平成20年５月30日
平成20年10月31日取締役会	普通株式	3,578	20	平成20年９月30日	平成20年12月１日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年５月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	715	4	平成21年３月31日	平成21年５月29日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金　67,540百万円	現金及び預金　51,156百万円
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金　136,022百万円	有価証券勘定に含まれる譲渡性預金　159,000百万円
預入期間３ヶ月超の定期預金及び譲渡性預金　△10,070百万円	預入期間３ヶ月超の定期預金及び譲渡性預金　△144,273百万円
現金及び現金同等物　193,492百万円	現金及び現金同等物　65,883百万円

（リース取引関係）

前連結会計年度
（自　平成19年４月１日
至　平成20年３月31日）

1　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	合計
取得価額相当額	1,082百万円	5百万円	1,088百万円
減価償却累計額相当額	298百万円	4百万円	302百万円
期末残高相当額	783百万円	1百万円	785百万円

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

１年以内	188百万円
１年超	596百万円
合計	785百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	155百万円
減価償却費相当額	155百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2　オペレーティング・リース取引

未経過リース料

１年以内	661百万円
１年超	627百万円
合計	1,289百万円

当連結会計年度
（自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日）

1　ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、産業用電子機器事業等における生産及び研究設備等であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４　会計処理基準に関する事項　(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	機械装置及び運搬具	その他	合計
取得価額相当額	1,025百万円	14百万円	1,039百万円
減価償却累計額相当額	446百万円	10百万円	456百万円
期末残高相当額	578百万円	3百万円	582百万円

(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

② 未経過リース料期末残高相当額

１年以内	167百万円
１年超	415百万円
合計	582百万円

(注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	175百万円
減価償却費相当額	175百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2　オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年以内	1,673百万円
１年超	840百万円
合計	2,513百万円

（有価証券関係）

前連結会計年度（平成20年３月31日）

１　売買目的有価証券

該当事項はありません。

２　満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

３　その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,127	7,922	3,794
	(2) その他	100	100	0
	小計	4,227	8,022	3,795
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	376	217	△158
	小計	376	217	△158
合計		4,603	8,240	3,636

４　当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

５　時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券 譲渡性預金	136,022

６　その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定金額

	１年以内（百万円）	１年超５年以内（百万円）
譲渡性預金	136,022	—
その他	0	2
合計	136,022	2

当連結会計年度(平成21年３月31日)

１　売買目的有価証券

該当事項はありません。

２　満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

３　その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,333	3,002	669
	(2) その他	100	100	0
	小計	2,433	3,103	669
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,456	4,360	△2,096
	小計	6,456	4,360	△2,096
合計		8,890	7,463	△1,426

(注)当連結会計年度において、その他有価証券のうち時価のある有価証券について2,013百万円の減損処理を行っております。

４　当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

５　時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 譲渡性預金	159,000

６　その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定金額

	１年以内 (百万円)	１年超５年以内 (百万円)
譲渡性預金	159,000	—
その他	1	0
合計	159,001	0

（デリバティブ取引関係）

1　取引の状況に関する事項

前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
(1) 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、通貨関連の先物為替予約取引であります。	(1) 取引の内容 同左
(2) 取引に対する取組方針 先物為替予約取引は、将来の為替変動によるリスクの回避を目的として、原則、外貨建取引の成約高の範囲内で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。	(2) 取引に対する取組方針 同左
(3) 取引の利用目的 先物為替予約取引は、通常の営業活動に伴う外貨建取引（売掛金、買掛金等）及び財務活動に伴う外貨建金銭債権（貸付金の元利金）の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。	(3) 取引の利用目的 同左
①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、当社及び一部の国内連結子会社は、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。	①ヘッジ会計の方法 同左
②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段　デリバティブ取引（先物為替予約） ヘッジ対象　外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引	②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左
③ヘッジ方針 原則、外貨建取引は、取引成約時（予定取引を含む）に成約高の範囲内で先物為替予約を利用することにより、為替変動リスクをヘッジしております。	③ヘッジ方針 同左
④ヘッジ有効性の評価方法 当社及び一部の国内連結子会社は、キャッシュ・フロー変動の累計額を比率分析しております。また、連結子会社東京エレクトロン デバイス㈱は、ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であり、為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。	④ヘッジ有効性の評価方法 当社及び一部の国内連結子会社は、キャッシュ・フロー変動の累計額を比率分析しております。
(4) 取引に係るリスクの内容 先物為替予約取引は、将来の為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、先物為替予約取引の取引先は信用度の高い銀行であるため、取引先の契約不履行にかかる信用リスクはほとんどないと認識しております。	(4) 取引に係るリスクの内容 同左
(5) 取引に係るリスクの管理体制 社内規程である「金融市場リスク管理規程」に基づき、半期毎に取締役会の協議を経てリスク管理方針を定めております。先物為替予約取引の依頼は担当部署が行い、実行及び管理は財務担当部署が行っております。	(5) 取引に係るリスクの管理体制 同左

２　取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

前連結会計年度（平成20年３月31日）

通貨関連

区分	種　　類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	7,239	—	6,847	391
	買建				
	米ドル	408	—	385	△22
合計		—	—	—	368

（注）１　時価の算定方法
時価は先物相場を使用しております。
２　ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。

当連結会計年度（平成21年３月31日）

ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いているため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
１　採用している退職給付制度の概要 当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金制度（キャッシュバランスプラン）及び退職一時金制度を設けております。また、一部の在外連結子会社でも確定給付型の制度を設けております。	１　採用している退職給付制度の概要 同左
２　退職給付債務に関する事項（平成20年３月31日現在）	２　退職給付債務に関する事項（平成21年３月31日現在）
イ　退職給付債務　△74,732百万円	イ　退職給付債務　△79,140百万円
ロ　年金資産　34,297百万円	ロ　年金資産　33,790百万円
ハ　未積立退職給付債務（イ＋ロ）　△40,435百万円	ハ　未積立退職給付債務（イ＋ロ）　△45,350百万円
ニ　未認識数理計算上の差異　618百万円	ニ　未認識数理計算上の差異　3,026百万円
ホ　未認識過去勤務債務　1,114百万円	ホ　未認識過去勤務債務　226百万円
ヘ　連結貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ）　△38,703百万円	ヘ　連結貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ）　△42,097百万円
ト　前払年金費用　5,001百万円	ト　前払年金費用　4,949百万円
チ　退職給付引当金（ヘ－ト）　△43,704百万円	チ　退職給付引当金（ヘ－ト）　△47,046百万円
３　退職給付費用に関する事項 （自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）	３　退職給付費用に関する事項 （自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）
イ　勤務費用　5,198百万円	イ　勤務費用　5,217百万円
ロ　利息費用　1,375百万円	ロ　利息費用　1,483百万円
ハ　期待運用収益　△616百万円	ハ　期待運用収益　△685百万円
ニ　数理計算上の差異の費用処理額　△629百万円	ニ　数理計算上の差異の費用処理額　△628百万円
ホ　過去勤務債務の費用処理額　949百万円	ホ　過去勤務債務の費用処理額　888百万円
ヘ　退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）　6,277百万円	ヘ　退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）　6,274百万円
計　6,277百万円	計　6,274百万円
４　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	４　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
イ　退職給付見込額の期間配分方法　期間定額基準	イ　退職給付見込額の期間配分方法　期間定額基準
ロ　割引率　2.00％	ロ　割引率　2.00％
ハ　期待運用収益率　2.00％	ハ　期待運用収益率　2.00％
ニ　過去勤務債務の額の処理年数　４年	ニ　過去勤務債務の額の処理年数　４年
ホ　数理計算上の差異の処理年数　４年	ホ　数理計算上の差異の処理年数　４年

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）

１　当該連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費（その他の人件費）　　366百万円

２　ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成11年ストックオプション
会社名	提出会社
決議年月日	平成11年６月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員　8
株式の種類及び付与数（株）	普通株式　59,000
付与日	平成11年７月30日
権利確定条件	権利を付与された者が、権利行使期間中に当社の取締役としての地位を失った場合は、その日（又は、当社の取締役としての地位を失った者が当社監査役又は使用人、当社子会社の取締役、監査役又は使用人の地位を取得した場合は、かかる地位を失った日）より６カ月以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、権利を行使することができます。また、権利を付与された者が当該権利行使期間中に死亡した場合は、契約に従い、相続人が、死亡の日より１年以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、権利を行使することができます。 その他の条件は、平成11年６月29日開催の第36期定時株主総会及び取締役会決議に基づき、平成11年７月30日に当社と対象取締役との間で締結した株式譲渡請求権（ストックオプション）付与契約に定めるところによることとします。
対象勤務期間	平成11年７月30日～平成13年６月30日
権利行使期間	平成13年７月１日～平成19年６月30日

	平成12年ストックオプション
会社名	提出会社
決議年月日	平成12年６月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員　8 当社従業員　11 当社子会社役員　13
株式の種類及び付与数（株）	普通株式　144,000
付与日	平成12年８月２日
権利確定条件	（注）
対象勤務期間	平成12年８月２日～平成14年６月30日
権利行使期間	平成14年７月１日～平成20年６月30日

（注）１　権利を付与された者が、権利行使期間中に当社又は産業活力再生特別措置法に定める特定関係事業者の取締役、及び/又はコーポレート・シニア・スタッフとしての地位を失った場合はその日より６ヵ月以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、権利を行使することができます。ただし、当社又は産業活力再生特別措置法に定める特定関係事業者の取締役及び/又はコーポレート・シニア・スタッフとしての地位を失った者が、当該地位の喪失以前に（喪失と同時の場合を含みます。）、当社又は子会社（特定関係事業者に限りません。）の取締役、監査役若しくは使用人の地位を取得した場合は、かかる地位を失った日より６ヵ月以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、権利を行使することができます。

２　その他の権利行使の条件等については、「ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

	平成13年ストックオプション
会社名	提出会社
決議年月日	平成13年６月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員　8 当社従業員　13 当社子会社役員　12
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　215,600
付与日	平成13年８月２日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成13年８月２日～平成15年６月30日
権利行使期間	平成15年７月１日～平成21年６月30日

(注) 1 権利を付与された者が、権利行使期間中に当社又は子会社(特定関係事業者に限りません。)の取締役、監査役若しくは使用人の地位を保有している場合、権利を行使することができます。ただし、かかる地位を任期満了、定年等の理由により失った場合でも、なおその後も権利を行使することができます。

2 その他の権利行使の条件等については、「ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

	平成13年新株引受権
会社名	提出会社
決議年月日	平成13年５月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員　198 当社子会社役員　34 当社子会社従業員　394
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　572,440　(注)１
付与日	平成13年６月８日
権利確定条件	(注)２
対象勤務期間	平成13年６月８日～平成15年６月30日
権利行使期間	平成15年７月１日～平成19年６月７日

(注) 1 株式数に換算しております。

2 (1)対象者は、新株引受権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。

(2)上記(1)にかかわらず、対象者が権利行使期間中に死亡した場合には、相続人は、対象者の死亡の日より１年以内(但し、権利行使期間の末日までとします。)に限り、新株引受権証券を相続の上、権利行使をすることができるものとします。

(3)上記(1)にかかわらず、平成13年６月８日以降に対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合、対象者は、当該定年退職の日以降６ヶ月以内(但し、権利行使期間の末日までとします。)に限り、新株引受権証券の権利行使をすることができます。また、平成15年６月30日以前に定年退職する者については、平成15年７月１日から平成15年12月31日の期間内に限り、新株引受権証券の権利行使をすることができます。

(4)その他の権利行使の条件等は、対象者との間で締結した覚書等に定めるとおりとします。

	第１回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成14年６月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員　9 当社従業員　178 当社子会社役員　50 当社子会社従業員　377
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　495,000
付与日	平成14年７月３日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成14年７月３日～平成16年７月31日
権利行使期間	平成16年８月１日～平成22年６月30日

(注) 1 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
2 その他の権利行使の条件等については、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	第２回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成15年６月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員　8 当社従業員　589 当社子会社役員　25 当社子会社従業員　1,110
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　978,300
付与日	平成15年８月８日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成15年８月８日～平成17年７月31日
権利行使期間	平成17年８月１日～平成23年６月30日

(注) 1 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
2 その他の権利行使の条件等については、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	第３回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成16年６月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員　9 当社従業員　171 当社子会社役員　20 当社子会社従業員　244
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　799,700
付与日	平成16年８月９日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成16年８月９日～平成18年７月31日
権利行使期間	平成18年８月１日～平成24年６月29日

(注) 1 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
2 その他の権利行使の条件等については、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	第４回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成17年６月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員　16 当社従業員　19 当社子会社役員　17 当社子会社従業員　29
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　85,200
付与日	平成17年８月８日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成17年８月８日～平成20年７月31日
権利行使期間	平成20年８月１日～平成37年６月30日(注)

(注) 1 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
2 その他の権利行使の条件等については、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	第５回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成17年６月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社役員　1 当社子会社従業員　84
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　92,000
付与日	平成17年８月８日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成17年８月８日～平成19年７月31日
権利行使期間	平成19年８月１日～平成25年６月28日

(注) 1 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
2 その他の権利行使の条件等については、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	第６回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成18年６月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員　11 当社従業員　20 当社子会社役員　15 当社子会社従業員　57
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　66,900
付与日	平成18年６月24日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成18年６月24日～平成21年６月30日
権利行使期間	平成21年７月１日～平成38年５月29日(注)

(注) 1 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
2 その他の権利行使の条件等については、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	第７回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成19年６月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員　8 当社従業員　19 当社子会社役員　13 当社子会社従業員　49
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　100,400
付与日	平成19年６月23日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成19年６月23日～平成22年６月30日
権利行使期間	平成22年７月１日～平成39年５月31日(注)

(注) 1　対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
2　その他の権利行使の条件等については、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

会社名	東京エレクトロン デバイス㈱
決議年月日	平成16年６月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	連結子会社東京エレクトロン デバイス㈱の取締役及び執行役員 8
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　300
付与日	平成16年９月16日
権利確定条件	付与日から権利確定日まで継続して在任・在籍していること
対象勤務期間	平成16年９月16日～平成18年７月31日
権利行使期間	平成18年８月１日～平成26年５月31日

会社名	東京エレクトロン デバイス㈱
決議年月日	平成17年６月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	連結子会社東京エレクトロン デバイス㈱の取締役及び執行役員 9
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　350
付与日	平成17年９月１日
権利確定条件	付与日から権利確定日まで継続して在任・在籍していること
対象勤務期間	平成17年９月１日～平成19年７月31日
権利行使期間	平成19年８月１日～平成27年５月31日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	平成11年 ストックオプション	平成12年 ストックオプション	平成13年 ストックオプション	平成13年新株引受権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成11年６月29日	平成12年６月28日	平成13年６月27日	平成13年５月16日
権利確定前				
期首(株)	―	―	―	―
付与(株)	―	―	―	―
失効(株)	―	―	―	―
権利確定(株)	―	―	―	―
未確定残(株)	―	―	―	―
権利確定後				
期首(株)	43,500	111,300	208,800	422,977
権利確定(株)	―	―	―	―
権利行使(株)	2,000	―	―	―
失効(株)	41,500	―	―	422,977
未行使残(株)	―	111,300	208,800	―

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年６月21日	平成15年６月20日	平成16年６月22日	平成17年６月24日
権利確定前				
期首(株)	―	―	―	83,500
付与(株)	―	―	―	―
失効(株)	―	―	―	―
権利確定(株)	―	―	―	―
未確定残(株)	―	―	―	83,500
権利確定後				
期首(株)	406,700	680,700	470,300	―
権利確定(株)	―	―	―	―
権利行使(株)	600	59,500	69,800	―
失効(株)	8,600	7,700	2,900	―
未行使残(株)	397,500	613,500	397,600	―

	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年６月24日	平成18年６月23日	平成19年６月22日
権利確定前			
期首(株)	88,400	65,300	―
付与(株)	―	―	100,400
失効(株)	―	200	―
権利確定(株)	88,400	―	―
未確定残(株)	―	65,100	100,400
権利確定後			
期首(株)	―	―	―
権利確定(株)	88,400	―	―
権利行使(株)	7,200	―	―
失効(株)	2,400	―	―
未行使残(株)	78,800	―	―

会社名	東京エレクトロンデバイス㈱	東京エレクトロンデバイス㈱
決議年月日	平成16年６月18日	平成17年６月21日
権利確定前		
期首(株)	―	350
付与(株)	―	―
失効(株)	―	―
権利確定(株)	―	350
未確定残(株)	―	―
権利確定後		
期首(株)	300	―
権利確定(株)	―	350
権利行使(株)	―	―
失効(株)	―	―
未行使残(株)	300	350

②単価情報

	平成11年 ストックオプション	平成12年 ストックオプション	平成13年 ストックオプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成11年６月29日	平成12年６月28日	平成13年６月27日
権利行使価格(円)	8,816	16,228	8,829
行使時平均株価(円)	9,145.00	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—

	平成13年新株引受権	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年５月16日	平成14年６月21日	平成15年６月20日	平成16年６月22日
権利行使価格(円)	9,601	8,807	6,794	5,884
行使時平均株価(円)	—	9,068.33	8,759.21	8,418.60
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年６月24日	平成17年６月24日	平成18年６月23日	平成19年６月22日
権利行使価格(円)	1	6,468	1	1
行使時平均株価(円)	—	7,991.11	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	7,205	8,334

会社名	東京エレクトロン デバイス㈱	東京エレクトロン デバイス㈱
決議年月日	平成16年６月18日	平成17年６月21日
権利行使価格(円)	340,439	281,492
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—

3　当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

①株価変動性　　49.37%

平成７年12月～平成19年６月の株価実績に基づき算定しております。

②予想残存期間　　11.5年

十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

③予想配当　　79.00円／株

平成18年３月期及び平成19年３月期の配当実績の平均によっております。

④無リスク利子率　　2.00%

予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4　ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)

１　当該連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費(その他の人件費)　　664百万円

２　ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成12年ストックオプション
会社名	提出会社
決議年月日	平成12年６月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員　8 当社従業員　11 当社子会社役員　13
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　144,000
付与日	平成12年８月２日
権利確定条件	権利を付与された者が、権利行使期間中に当社又は産業活力再生特別措置法に定める特定関係事業者の取締役、及び/又はコーポレート・シニア・スタッフとしての地位を失った場合はその日より６ヵ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、権利を行使することができます。ただし、当社又は産業活力再生特別措置法に定める特定関係事業者の取締役及び/又はコーポレート・シニア・スタッフとしての地位を失った者が、当該地位の喪失以前に(喪失と同時の場合を含みます。)、当社又は子会社(特定関係事業者に限りません。)の取締役、監査役若しくは使用人の地位を取得した場合は、かかる地位を失った日より６ヵ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、権利を行使することができます。 その他の条件は、平成12年６月28日開催の第37期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、平成12年８月２日に当社と権利を付与された者との間で締結した株式譲渡請求権(ストックオプション)付与契約に定めるところによることとします。
対象勤務期間	平成12年８月２日～平成14年６月30日
権利行使期間	平成14年７月１日～平成20年６月30日

	平成13年ストックオプション
会社名	提出会社
決議年月日	平成13年６月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員　8 当社従業員　13 当社子会社役員　12
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　215,600
付与日	平成13年８月２日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成13年８月２日～平成15年６月30日
権利行使期間	平成15年７月１日～平成21年６月30日

(注) １　権利を付与された者が、権利行使期間中に当社又は子会社(特定関係事業者に限りません。)の取締役、監査役若しくは使用人の地位を保有している場合、権利を行使することができます。ただし、かかる地位を任期満了、定年等の理由により失った場合でも、なおその後も権利を行使することができます。

２　その他の権利行使の条件等については、「ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

	第１回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成14年６月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員　9 当社従業員　178 当社子会社役員　50 当社子会社従業員　377
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　495,000
付与日	平成14年７月３日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成14年７月３日～平成16年７月31日
権利行使期間	平成16年８月１日～平成22年６月30日

(注) 1 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
2 その他の権利行使の条件等については、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	第２回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成15年６月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員　8 当社従業員　589 当社子会社役員　25 当社子会社従業員　1,110
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　978,300
付与日	平成15年８月８日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成15年８月８日～平成17年７月31日
権利行使期間	平成17年８月１日～平成23年６月30日

(注) 1 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
2 その他の権利行使の条件等については、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	第３回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成16年６月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員　9 当社従業員　171 当社子会社役員　20 当社子会社従業員　244
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　799,700
付与日	平成16年８月９日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成16年８月９日～平成18年７月31日
権利行使期間	平成18年８月１日～平成24年６月29日

(注) 1 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
2 その他の権利行使の条件等については、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	第４回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成17年６月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員　16 当社従業員　19 当社子会社役員　17 当社子会社従業員　29
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　85,200
付与日	平成17年８月８日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成17年８月８日～平成20年７月31日
権利行使期間	平成20年８月１日～平成37年６月30日(注)

(注) 1 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
2 その他の権利行使の条件等については、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	第５回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成17年６月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社役員　1 当社子会社従業員　84
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　92,000
付与日	平成17年８月８日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成17年８月８日～平成19年７月31日
権利行使期間	平成19年８月１日～平成25年６月28日

(注) 1 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
2 その他の権利行使の条件等については、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	第６回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成18年６月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員　11 当社従業員　20 当社子会社役員　15 当社子会社従業員　57
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　66,900
付与日	平成18年６月24日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成18年６月24日～平成21年６月30日
権利行使期間	平成21年７月１日～平成38年５月29日(注)

(注) 1 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
2 その他の権利行使の条件等については、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	第７回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成19年６月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員　8 当社従業員　19 当社子会社役員　13 当社子会社従業員　49
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　100,400
付与日	平成19年６月23日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成19年６月23日～平成22年６月30日
権利行使期間	平成22年７月１日～平成39年５月31日(注)

(注) 1　対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
2　その他の権利行使の条件等については、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	第８回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成20年６月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員　11 当社従業員　15 当社子会社役員　19 当社子会社従業員　49
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　177,900
付与日	平成20年６月21日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成20年６月21日～平成23年６月30日
権利行使期間	平成23年７月１日～平成40年５月31日(注)

(注) 1　対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
2　その他の権利行使の条件等については、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

会社名	東京エレクトロン デバイス㈱
決議年月日	平成16年６月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	連結子会社東京エレクトロン デバイス㈱の取締役及び執行役員 8
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　　300
付与日	平成16年９月16日
権利確定条件	付与日から権利確定日まで継続して在任・在籍していること
対象勤務期間	平成16年９月16日～平成18年７月31日
権利行使期間	平成18年８月１日～平成26年５月31日

会社名	東京エレクトロン デバイス㈱
決議年月日	平成17年６月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	連結子会社東京エレクトロン デバイス㈱の取締役及び執行役員 9
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　　350
付与日	平成17年９月１日
権利確定条件	付与日から権利確定日まで継続して在任・在籍していること
対象勤務期間	平成17年９月１日～平成19年７月31日
権利行使期間	平成19年８月１日～平成27年５月31日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	平成12年 ストックオプション	平成13年 ストックオプション
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年６月28日	平成13年６月27日
権利確定前		
期首(株)	―	―
付与(株)	―	―
失効(株)	―	―
権利確定(株)	―	―
未確定残(株)	―	―
権利確定後		
期首(株)	111,300	208,800
権利確定(株)	―	―
権利行使(株)	―	―
失効(株)	111,300	―
未行使残(株)	―	208,800

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年６月21日	平成15年６月20日	平成16年６月22日	平成17年６月24日
権利確定前				
期首(株)	―	―	―	83,500
付与(株)	―	―	―	―
失効(株)	―	―	―	―
権利確定(株)	―	―	―	83,500
未確定残(株)	―	―	―	―
権利確定後				
期首(株)	397,500	613,500	397,600	―
権利確定(株)	―	―	―	83,500
権利行使(株)	―	―	3,000	41,500
失効(株)	8,400	8,300	3,300	―
未行使残(株)	389,100	605,200	391,300	42,000

	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権	第８回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年６月24日	平成18年６月23日	平成19年６月22日	平成20年６月20日
権利確定前				
期首(株)	―	65,100	100,400	―
付与(株)	―	―	―	177,900
失効(株)	―	1,000	800	―
権利確定(株)	―	―	―	―
未確定残(株)	―	64,100	99,600	177,900
権利確定後				
期首(株)	78,800	―	―	―
権利確定(株)	―	―	―	―
権利行使(株)	―	―	―	―
失効(株)	4,500	―	―	―
未行使残(株)	74,300	―	―	―

会社名	東京エレクトロンデバイス㈱	東京エレクトロンデバイス㈱
決議年月日	平成16年６月18日	平成17年６月21日
権利確定前		
期首(株)	―	―
付与(株)	―	―
失効(株)	―	―
権利確定(株)	―	―
未確定残(株)	―	―
権利確定後		
期首(株)	300	350
権利確定(株)	―	―
権利行使(株)	―	―
失効(株)	―	―
未行使残(株)	300	350

②単価情報

	平成12年 ストックオプション	平成13年 ストックオプション
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年６月28日	平成13年６月27日
権利行使価格(円)	16,213	8,821
行使時平均株価(円)	―	―
付与日における 公正な評価単価(円)	―	―

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年６月21日	平成15年６月20日	平成16年６月22日	平成17年６月24日
権利行使価格(円)	8,807	6,794	5,884	1
行使時平均株価(円)	―	―	6,693.33	4,475.80
付与日における 公正な評価単価(円)	―	―	―	―

	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権	第８回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年６月24日	平成18年６月23日	平成19年６月22日	平成20年６月20日
権利行使価格(円)	6,468	1	1	1
行使時平均株価(円)	―	―	―	―
付与日における 公正な評価単価(円)	―	7,205	8,334	5,420

会社名	東京エレクトロン デバイス㈱	東京エレクトロン デバイス㈱
決議年月日	平成16年６月18日	平成17年６月21日
権利行使価格(円)	340,439	281,492
行使時平均株価(円)	―	―
付与日における 公正な評価単価(円)	―	―

3　当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

①株価変動性　　50.04%

平成８年12月～平成20年６月の株価実績に基づき算定しております。

②予想残存期間　　11.5年

十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

③予想配当　　114.00円／株

平成19年３月期及び平成20年３月期の配当実績の平均によっております。

④無リスク利子率　　1.87%

予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4　ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

前連結会計年度 （平成20年３月31日）	当連結会計年度 （平成21年３月31日）
１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金　17,529百万円	退職給付引当金　18,831百万円
たな卸資産に係る未実現利益　9,017百万円	税務上の繰越欠損金　14,515百万円
賞与引当金　5,115百万円	試験研究費の繰越税額控除　6,619百万円
たな卸資産評価損　3,158百万円	たな卸資産評価損　5,706百万円
製品保証引当金　3,145百万円	賞与引当金　2,003百万円
未払事業税　2,417百万円	たな卸資産に係る未実現利益　1,979百万円
税務上の繰越欠損金　1,563百万円	製品保証引当金　1,922百万円
その他　5,995百万円	貸倒引当金繰入超過額　1,460百万円
繰延税金資産小計　47,943百万円	その他　6,751百万円
評価性引当額　△2,115百万円	繰延税金資産小計　59,789百万円
繰延税金資産合計　45,827百万円	評価性引当額　△10,471百万円
	繰延税金資産合計　49,318百万円
繰延税金負債	繰延税金負債
在外子会社の留保利益に対する税効果　△4,025百万円	在外子会社の留保利益　△2,624百万円
前払年金費用　△2,004百万円	未収事業税　△2,024百万円
その他有価証券評価差額金　△1,470百万円	前払年金費用　△1,971百万円
特別償却準備金　△1,003百万円	その他　△1,519百万円
その他　△1,475百万円	繰延税金負債合計　△8,140百万円
繰延税金負債合計　△9,978百万円	繰延税金資産の純額　41,177百万円
繰延税金資産の純額　35,849百万円	
当連結会計年度の繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。	当連結会計年度の繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。
流動資産－繰延税金資産　24,140百万円	流動資産－繰延税金資産　11,480百万円
固定資産－繰延税金資産　14,846百万円	固定資産－繰延税金資産　31,939百万円
流動負債－その他　△5百万円	流動負債－その他　△604百万円
固定負債－その他　△3,131百万円	固定負債－その他　△1,637百万円
２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
国内の法定実効税率　40.69％	国内の法定実効税率　40.69％
（調整）	（調整）
税額控除等　△5.33％	連結子会社株式評価損の認容　△67.56％
のれんの償却　1.36％	未実現利益消去による影響額　34.77％
税率差異による差額　△1.06％	未認識税効果の影響額　24.07％
過年度法人税等　△0.95％	在外子会社の留保利益　△14.54％
在外子会社からの配当　0.76％	税率差異による差額　△10.04％
交際費等永久に損金に算入されない項目　0.54％	在外子会社からの配当　6.56％
在外子会社の留保利益に対する税効果認識　0.30％	交際費等永久に損金に算入されない項目　4.30％
その他　0.30％	その他　0.33％
税効果会計適用後の法人税等の負担率　36.61％	税効果会計適用後の法人税等の負担率　18.58％

（セグメント情報）

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）

	産業用電子機器（百万円）	電子部品・情報通信機器（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
Ⅰ　売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	794,910	111,181	906,091	—	906,091
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,117	947	2,064	(2,064)	—
計	796,027	112,128	908,156	(2,064)	906,091
営業費用	631,220	108,470	739,690	(2,096)	737,593
営業利益	164,807	3,658	168,466	31	168,498
Ⅱ　資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出					
資産	744,280	51,458	795,738	(2,921)	792,817
減価償却費	26,720	364	27,085	—	27,085
減損損失	808	—	808	—	808
資本的支出	26,923	924	27,847	—	27,847

（注）１　事業の区分は、製品及び役務の種類、販売方法等の類似性を考慮して区分しております。

２　各区分の主な製品

(1)　産業用電子機器……半導体製造装置、ＦＰＤ（フラット・パネル・ディスプレイ）製造装置、その他

(2)　電子部品・情報通信機器…半導体製品、コンピュータ・ネットワーク機器、ミドルウェア・ソフトウェア、その他電子部品等

３　減価償却費及び資本的支出には、長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。

４　会計処理の方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律　平成19年３月30日　法律第６号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令　平成19年３月30日　政令第83号））に伴い、平成19年４月１日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、産業用電子機器事業については、営業費用は1,411百万円、電子部品・情報通信機器事業については、営業費用は17百万円増加し、営業利益はそれぞれ同額減少しております。

当連結会計年度(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)

	産業用 電子機器 (百万円)	電子部品・ 情報通信機器 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
Ⅰ　売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	413,874	94,207	508,082	—	508,082
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	942	494	1,436	(1,436)	—
計	414,816	94,701	509,518	(1,436)	508,082
営業費用	401,973	92,861	494,834	(1,463)	493,371
営業利益	12,843	1,840	14,683	27	14,710
Ⅱ　資産、減価償却費及び資本的支出					
資産	631,061	40,680	671,741	(2,743)	668,998
減価償却費	22,860	473	23,333	—	23,333
資本的支出	19,467	698	20,166	—	20,166

(注)　１　事業の区分は、製品及び役務の種類、販売方法等の類似性を考慮して区分しております。

２　各区分の主な製品

(1)　産業用電子機器……半導体製造装置、ＦＰＤ(フラットパネルディスプレイ)製造装置及び太陽電池製造装置、その他

(2)　電子部品・情報通信機器…半導体製品、ボード製品、一般電子部品、コンピュータ・ネットワーク機器、ソフトウェア

３　減価償却費及び資本的支出には、長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。

４　会計処理の方法の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第９号　平成18年７月５日公表分)を適用しております。これによる損益に与える影響は、軽微であります。

(2) リース取引に関する会計基準等の適用

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成５年６月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年３月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成６年１月18日(日本公認会計士協会　会計制度委員会)、平成19年３月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益に与える影響は、軽微であります。

(3) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

「会計処理の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号　平成18年５月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これによる損益に与える影響は、軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
Ⅰ　売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	806,193	99,898	906,091	―	906,091
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	71,959	54,186	126,146	(126,146)	―
計	878,153	154,084	1,032,237	(126,146)	906,091
営業費用	718,192	142,760	860,953	(123,359)	737,593
営業利益	159,960	11,324	171,284	(2,786)	168,498
Ⅱ　資産	752,739	80,363	833,102	(40,284)	792,817

(注)　１　国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

２　その他の地域に属する主な国又は地域

米国、欧州、韓国

３　会計処理の方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律　平成19年３月30日　法律第６号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令　平成19年３月30日　政令第83号))に伴い、平成19年４月１日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、日本については、営業費用は1,428百万円増加し、営業利益は同額減少しております。

当連結会計年度(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
Ⅰ　売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	435,434	72,647	508,082	—	508,082
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	47,182	41,403	88,586	(88,586)	—
計	482,617	114,051	596,668	(88,586)	508,082
営業費用	475,295	108,975	584,270	(90,899)	493,371
営業利益	7,322	5,075	12,397	2,313	14,710
Ⅱ　資産	638,047	67,154	705,201	(36,203)	668,998

(注)　１　国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

２　その他の地域に属する主な国又は地域

米国、欧州、台湾

３　会計処理の方法の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第９号 平成18年７月５日公表分)を適用しております。

これによる損益に与える影響は、軽微であります。

(2) リース取引に関する会計基準等の適用

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成５年６月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年３月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成６年１月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年３月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益に与える影響は、軽微であります。

(3) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

「会計処理の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年５月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これによる損益に与える影響は、軽微であります。

【海外売上高】

前連結会計年度(自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日)

	台湾	米国	韓国	その他	計
Ⅰ　海外売上高(百万円)	272,220	108,760	90,939	110,224	582,145
Ⅱ　連結売上高(百万円)					906,091
Ⅲ　連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	30.0	12.0	10.0	12.2	64.2

(注) 1　国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2　その他に属する主な国
中国、シンガポール、ドイツ
3　海外売上高は、当グループの本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当連結会計年度(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)

	台湾	韓国	米国	その他	計
Ⅰ　海外売上高(百万円)	80,327	72,507	65,536	80,839	299,211
Ⅱ　連結売上高(百万円)					508,082
Ⅲ　連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	15.8	14.3	12.9	15.9	58.9

(注) 1　国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2　その他に属する主な国
シンガポール、中国、イスラエル
3　海外売上高は、当グループの本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前連結会計年度（自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
１株当たり純資産額	2,989円70銭	2,896円55銭
１株当たり当期純利益	594円01銭	42円15銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	592円71銭	42円07銭

（注）　１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
連結損益計算書上の当期純利益（百万円）	106,271	7,543
普通株式に係る当期純利益（百万円）	106,271	7,543
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳（百万円）	—	—
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式の期中平均株式数（千株）	178,904	178,947
潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益調整額の主要な内訳（百万円）	—	—
当期純利益調整額（百万円）	—	—
潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳（千株） 新株予約権	393	378
普通株式増加数（千株）	393	378
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権３種類（新株予約権の数4,513個）及び自己株式取得方式によるストックオプション２種類（株式の数320千株）。これらの主な詳細は、「新株予約権等の状況」及び「ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	新株予約権６種類（新株予約権の数15,176個）及び自己株式取得方式によるストックオプション１種類（株式の数208千株）。これらの主な詳細は、「新株予約権等の状況」及び「ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第11回無担保社債	平成15年８月15日	30,000	―	年0.72	無担保	平成20年８月15日
合計	―	―	30,000	―	―	―	―

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	6,069	3,806	0.80	―
１年以内に返済予定の長期借入金	―	―	―	―
１年以内に返済予定のリース債務	―	2	―	―
長期借入金 （１年以内に返済予定のものを除く。）	―	―	―	―
リース債務 （１年以内に返済予定のものを除く。）	―	4	―	平成22年～平成25年
その他有利子負債	―	―	―	―
合計	6,069	3,814	―	―

（注）１　「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２　リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

３　リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

区分	１年超２年以内 (百万円)	２年超３年以内 (百万円)	３年超４年以内 (百万円)	４年超５年以内 (百万円)
リース債務	2	2	0	0

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第１四半期 (自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日)	第２四半期 (自　平成20年７月１日 至　平成20年９月30日)	第３四半期 (自　平成20年10月１日 至　平成20年12月31日)	第４四半期 (自　平成21年１月１日 至　平成21年３月31日)
売上高　(百万円)	154,827	146,398	101,088	105,767
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)　(百万円)	22,253	6,439	△ 8,494	△ 10,562
四半期純利益又は四半期純損失(△)　(百万円)	12,853	4,508	△ 7,686	△ 2,132
１株当たり四半期純利益又は四半期純損失(△)　(円)	71.83	25.20	△ 42.95	△ 11.91

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成20年３月31日）	当事業年度 （平成21年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	51,584	33,996
受取手形	39	459
売掛金	※1 194,335	101,250
有価証券	134,000	159,000
商品	66,558	56,033
貯蔵品	113	44
前渡金	4	4
前払費用	1,048	909
繰延税金資産	5,196	3,140
短期貸付金	※1 12,178	※1 13,992
未収入金	※1, ※2 21,898	※2 10,292
未収消費税等	15,502	8,274
立替金	※1 8,038	※1 4,920
その他	2,747	362
流動資産合計	513,246	392,680
固定資産		
有形固定資産		
建物	※3 32,500	※3 34,889
減価償却累計額	△20,292	△21,882
建物（純額）	12,208	13,007
構築物	929	1,077
減価償却累計額	△755	△796
構築物（純額）	174	280
機械及び装置	※3 7,486	※3 10,781
減価償却累計額	△5,188	△6,140
機械及び装置（純額）	2,297	4,641
車両運搬具	12	12
減価償却累計額	△8	△9
車両運搬具（純額）	4	3
工具、器具及び備品	※3 7,766	※3 8,448
減価償却累計額	△5,759	△6,772
工具、器具及び備品（純額）	2,007	1,675
土地	※3 15,962	※3 15,962
リース資産	－	16
減価償却累計額	－	△3
リース資産（純額）	－	13
建設仮勘定	2,321	415
有形固定資産合計	34,976	35,998
無形固定資産		
特許権	2,549	2,315
ソフトウエア	3,622	2,619
電話加入権	53	53
その他	151	171
無形固定資産合計	6,376	5,160

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成20年３月31日）	当事業年度 （平成21年３月31日）
投資その他の資産		
投資有価証券	5,986	7,259
関係会社株式	※5 28,379	※5 28,420
関係会社長期貸付金	2,165	2,165
破産更生債権等	－	5,354
長期前払費用	1,180	1,429
繰延税金資産	3,300	10,237
差入保証金	1,675	1,670
その他	1,759	1,860
貸倒引当金	△284	△5,643
投資その他の資産合計	44,162	52,753
固定資産合計	85,516	93,913
資産合計	598,762	486,594
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 85,464	※1 36,932
1年内償還予定の社債	30,000	－
リース債務	－	3
未払金	※1，※2 22,594	※1，※2 15,631
未払費用	447	1,168
未払法人税等	19,761	－
前受金	16,047	24,084
預り金	※1 55,541	※1 45,450
賞与引当金	2,344	784
役員賞与引当金	611	20
その他	90	570
流動負債合計	232,902	124,646
固定負債		
リース債務	－	10
退職給付引当金	10,605	11,482
役員退職慰労引当金	436	436
関係会社投資等損失引当金	－	811
長期預り保証金	0	0
その他	210	157
固定負債合計	11,252	12,899
負債合計	244,155	137,545

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成20年３月31日）	当事業年度 （平成21年３月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	54,961	54,961
資本剰余金		
資本準備金	78,023	78,023
その他資本剰余金	369	90
資本剰余金合計	78,392	78,114
利益剰余金		
利益準備金	5,660	5,660
その他利益剰余金		
特別償却準備金	452	115
別途積立金	172,500	202,500
繰越利益剰余金	51,305	18,145
利益剰余金合計	229,918	226,421
自己株式	△11,369	△11,111
株主資本合計	351,902	348,384
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,797	△566
繰延ヘッジ損益	424	81
評価・換算差額等合計	2,221	△484
新株予約権	483	1,148
純資産合計	354,607	349,048
負債純資産合計	598,762	486,594

②【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
売上高	767,505	389,458
売上原価		
商品期首たな卸高	78,195	66,558
当期商品仕入高	※1，※4 616,248	※1，※4 324,578
合計	694,443	391,137
商品期末たな卸高	66,558	56,033
商品売上原価	627,885	※6 335,103
売上総利益	139,620	54,354
販売費及び一般管理費		
役員報酬	557	590
従業員給料及び手当	4,926	4,969
役員賞与	—	27
従業員賞与	2,482	719
株式報酬費用	366	664
役員賞与引当金繰入額	611	20
賞与引当金繰入額	1,403	412
退職給付引当金繰入額	797	743
法定福利及び厚生費	1,174	1,112
旅費及び交通費	2,120	1,609
通信費	333	287
交際費	605	424
修繕費	343	341
租税公課	1,013	649
事務用消耗品費	1,277	726
地代家賃及び光熱費	1,586	1,845
広告宣伝費	444	297
減価償却費	2,091	2,197
研究開発費	※2 22,760	※2 21,284
事務手数料	6,190	5,026
雑費	2,300	1,997
販売費及び一般管理費合計	53,387	45,948
営業利益	86,233	8,405
営業外収益		
受取利息	※4 1,578	※4 1,725
受取配当金	※4 7,348	※4 4,759
固定資産賃貸料	※4 2,028	※4 2,536
為替差益	7	—
雑収入	※4 726	※4 603
営業外収益合計	11,690	9,625

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
営業外費用		
支払利息	※4　341	※4　568
社債利息	224	80
固定資産賃貸費用	1,362	1,814
為替差損	―	531
雑支出	67	57
営業外費用合計	1,996	3,051
経常利益	95,926	14,979
特別利益		
固定資産売却益	※3　58	※3　2
新株予約権戻入益	※5　466	―
投資有価証券売却益	128	―
その他	6	0
特別利益合計	660	2
特別損失		
貸倒引当金繰入額	0	5,358
固定資産除売却損	※3　362	※3　58
投資有価証券評価損	16	2,029
関係会社投資等損失引当金繰入額	―	811
関係会社再編損失	―	※5　489
関係会社株式評価損	※6　9,695	―
本社移転費用	715	―
その他	0	2
特別損失合計	10,791	8,751
税引前当期純利益	85,795	6,231
法人税、住民税及び事業税	25,833	△668
法人税等調整額	8,490	△3,023
法人税等合計	34,323	△3,691
当期純利益	51,471	9,922

③【株主資本等変動計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	54,961	54,961
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	54,961	54,961
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	78,023	78,023
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	78,023	78,023
その他資本剰余金		
前期末残高	323	369
当期変動額		
自己株式の処分	45	△278
当期変動額合計	45	△278
当期末残高	369	90
資本剰余金合計		
前期末残高	78,346	78,392
当期変動額		
自己株式の処分	45	△278
当期変動額合計	45	△278
当期末残高	78,392	78,114
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	5,660	5,660
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	5,660	5,660
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	923	452
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	△471	△337
当期変動額合計	△471	△337
当期末残高	452	115
別途積立金		
前期末残高	142,500	172,500
当期変動額		
別途積立金の積立	30,000	30,000
当期変動額合計	30,000	30,000
当期末残高	172,500	202,500

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
繰越利益剰余金		
前期末残高	52,793	51,305
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	471	337
別途積立金の積立	△30,000	△30,000
剰余金の配当	△23,431	△13,420
当期純利益	51,471	9,922
当期変動額合計	△1,487	△33,160
当期末残高	51,305	18,145
利益剰余金合計		
前期末残高	201,877	229,918
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	－	－
別途積立金の積立	－	－
剰余金の配当	△23,431	△13,420
当期純利益	51,471	9,922
当期変動額合計	28,040	△3,497
当期末残高	229,918	226,421
自己株式		
前期末残高	△12,167	△11,369
当期変動額		
自己株式の取得	△40	△38
自己株式の処分	838	296
当期変動額合計	797	258
当期末残高	△11,369	△11,111
株主資本合計		
前期末残高	323,017	351,902
当期変動額		
剰余金の配当	△23,431	△13,420
当期純利益	51,471	9,922
自己株式の取得	△40	△38
自己株式の処分	884	17
当期変動額合計	28,884	△3,517
当期末残高	351,902	348,384

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	4,290	1,797
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,492	△2,364
当期変動額合計	△2,492	△2,364
当期末残高	1,797	△566
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△176	424
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	601	△342
当期変動額合計	601	△342
当期末残高	424	81
評価・換算差額等合計		
前期末残高	4,113	2,221
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,891	△2,706
当期変動額合計	△1,891	△2,706
当期末残高	2,221	△484
新株予約権		
前期末残高	584	483
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△100	664
当期変動額合計	△100	664
当期末残高	483	1,148
純資産合計		
前期末残高	327,715	354,607
当期変動額		
剰余金の配当	△23,431	△13,420
当期純利益	51,471	9,922
自己株式の取得	△40	△38
自己株式の処分	884	17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,992	△2,041
当期変動額合計	26,892	△5,559
当期末残高	354,607	349,048

【重要な会計方針】

前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
１　有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法によっております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。） 時価のないもの 総平均法による原価法によっております。	１　有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
２　たな卸資産の評価基準及び評価方法 個別法（ただし、保守用部品及び貯蔵品については先入先出法）による原価法を採用しております。	２　たな卸資産の評価基準及び評価方法 個別法（ただし、保守用部品及び貯蔵品については先入先出法）による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。 （会計処理の変更） 当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　平成18年７月５日公表分）を適用しております。 これによる損益に与える影響は、軽微であります。
３　デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法 時価法によっております。	３　デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法 同左
４　固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　３～50年 機械及び装置　２～11年 （会計処理の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律平成19年３月30日　法律第６号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令　平成19年３月30日　政令第83号））に伴い、平成19年４月１日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴い、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ277百万円減少しております。 （追加情報） 平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。 これに伴い、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ96百万円減少しております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（２～５年）に基づく定額法を採用しております。	４　固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　３～50年 機械及び装置　２～８年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（２～５年）に基づく定額法を採用しております。

前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 （会計処理の変更） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
５　引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（４年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（４年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。	５　引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左 (4) 退職給付引当金 同左

前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。 なお、当社は、平成17年３月末日をもって役員退職慰労金制度を廃止することと致しました。これに伴い、平成17年６月開催の定時株主総会において、各役員の就任時から平成17年３月末日までの在任期間に対応する退職慰労金を各役員の退任時に支給することを決議し、支給する金額及び方法等については、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任したため、当該支給見込額を引当計上しております。	(5) 役員退職慰労引当金 同左 (6) 関係会社投資等損失引当金 関係会社への投資等に係る損失に備えるため、当該関係会社の資産内容を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
6　リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	――――――――――――――
7　ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段　デリバティブ取引(先物為替予約) ヘッジ対象　外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引 (3) ヘッジ方針 原則、外貨建取引は、取引成約時(予定取引を含む)に成約高の範囲内で先物為替予約を利用することにより、為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 キャッシュ・フロー変動の累計額を比率分析しております。	6　ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
8　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理の方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	7　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理の方法 同左 (2) 連結納税制度の適用 同左

【表示方法の変更】

前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
（貸借対照表） １　前事業年度において流動資産の「現金及び預金」に含めて表示しておりました譲渡性預金は、改正後の「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会 最終改正平成19年７月４日 委員会報告第14号）において有価証券として取り扱うものとされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。 　なお、前事業年度の流動資産の「現金及び預金」に含めて表示しておりました譲渡性預金は、75,000百万円であります。 ２　前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「立替金」は、当事業年度において総資産の100分の１を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。 　なお、前事業年度の流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「立替金」は、3,995百万円であります。 （損益計算書） 　前事業年度において販売費及び一般管理費の「雑費」に含めて表示しておりました「事務手数料」は、金額及び質的重要性、且つ明瞭性の観点から、当事業年度より区分掲記しております。 　なお、前事業年度の販売費及び一般管理費の「雑費」に含めて表示しておりました「事務手数料」は、5,782百万円であります。	――――――――――――――― ――――――――――――――――

【追加情報】

前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
（製品保証引当金の移管） 　当社は、製品の保証期間中のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の支出実績に基づき将来の支出見込額を製品保証引当金として計上しておりましたが、この度、製造者責任を明確化し、品質向上及び原価削減効果推進のため、平成19年４月１日付で製造子会社との製品保証に係る覚書を締結したことにより、製品保証に係る責任及び費用負担を製造子会社に移管しております。当該移管に伴い、同年３月末における引当金残高15,262百万円を、各製造子会社に移管いたしました。	――――――――――――――――

【注記事項】

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成20年３月31日）	当事業年度 （平成21年３月31日）
※１　関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。 未収入金　21,084百万円 短期貸付金　12,145百万円 売掛金　9,586百万円 立替金　8,027百万円 買掛金　85,071百万円 預り金　55,056百万円 未払金　15,942百万円	※１　関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。 短期貸付金　13,992百万円 立替金　4,906百万円 買掛金　36,732百万円 預り金　44,897百万円 未払金　12,180百万円
※２　当事業年度末の関係会社に対する代行取引に係る債権債務額は次のとおりであります。 未収入金　393百万円 未払金　225百万円	※２　当事業年度末の関係会社に対する代行取引に係る債権債務額は次のとおりであります。 未収入金　389百万円 未払金　300百万円
※３　国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から直接減額した圧縮記帳額は564百万円であり、その内訳は次のとおりであります。 建物　2百万円 機械及び装置　60百万円 工具、器具及び備品　43百万円 土地　458百万円 合計　564百万円	※３　同左
４　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行５行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額　83,300百万円 借入実行残高　－百万円 差引額　83,300百万円	４　同左
※５　固定資産の投資その他の資産に計上した「関係会社株式」のうち、43百万円については貸株に供しております。	※５　同左
６　製品保証契約に係る責任及び費用は主に製造子会社が負担しているため、当該子会社において製品保証引当金を計上しております。	６　同左

（損益計算書関係）

前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
※１　仕入高には直接販売諸掛、売上原価とみなされる貿易取引に係る金利及び銀行手数料を含んでおります。	※１　同左
※２　一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 22,760百万円	※２　一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 21,284百万円
※３　固定資産売却・除却損益の内訳 売却益 建物　1百万円 機械及び装置　56百万円 工具、器具及び備品　0百万円 車両運搬具　0百万円 合計　58百万円 売却損 工具、器具及び備品　7百万円 合計　7百万円 除却損 建物　6百万円 機械及び装置　35百万円 工具、器具及び備品　6百万円 ソフトウェア　234百万円 無形固定資産(その他)　70百万円 合計　354百万円	※３　固定資産売却・除却損益の内訳 売却益 機械及び装置　0百万円 工具、器具及び備品　2百万円 合計　2百万円 売却損 機械及び装置　2百万円 合計　2百万円 除却損 建物　17百万円 機械及び装置　28百万円 工具、器具及び備品　8百万円 ソフトウェア　1百万円 合計　55百万円
※４　関係会社との取引にかかる主なものは以下のとおりであります。 商品仕入高　611,746百万円 受取配当金　7,292百万円 固定資産賃貸料　1,764百万円 営業外収益(その他)　1,185百万円 支払利息　337百万円	※４　関係会社との取引にかかる主なものは以下のとおりであります。 商品仕入高　322,581百万円 受取配当金　4,681百万円 固定資産賃貸料　2,251百万円 営業外収益(その他)　662百万円 支払利息　567百万円
※５　当事業年度に行使請求期間が満了した新株引受権の未行使残高(当事業年度466百万円)は、新株予約権戻入益に含めて表示しております。	
※６　TIMBRE TECHNOLOGIES,INC.の株式を評価減したことによるものであります。	
	※５　TOKYO ELECTRON MASSACHUSETTS,LLCの再編に伴う、資産処分等の費用であります。
	※６　期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 421百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	1,812	5	139	1,678

（変動事由の概要）

増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少はストック・オプション行使によるものであります。

当事業年度（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	1,678	8	44	1,643

（変動事由の概要）

増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少はストック・オプション行使によるものであります。

（リース取引関係）

<table>
<tr><th>前事業年度
（自　平成19年４月１日
至　平成20年３月31日）</th><th>当事業年度
（自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日）</th></tr>
<tr><td>
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
<table>
<tr><th></th><th>工具、器具及び備品</th><th>その他</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>取得価額相当額</td><td>2,427百万円</td><td>86百万円</td><td>2,513百万円</td></tr>
<tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>1,546百万円</td><td>58百万円</td><td>1,604百万円</td></tr>
<tr><td>期末残高相当額</td><td>881百万円</td><td>28百万円</td><td>909百万円</td></tr>
</table>
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固形資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額
<table>
<tr><td>１年以内</td><td>462百万円</td></tr>
<tr><td>１年超</td><td>446百万円</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>909百万円</td></tr>
</table>
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額
<table>
<tr><td>支払リース料</td><td>570百万円</td></tr>
<tr><td>減価償却費相当額</td><td>570百万円</td></tr>
</table>
(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
</td><td>
１　ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引
(1) リース資産の内容
有形固定資産
主として、産業用電子機器事業におけるネットワーク設備等であります。
(2) リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「４　固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
<table>
<tr><th></th><th>工具、器具及び備品</th></tr>
<tr><td>取得価額相当額</td><td>1,588百万円</td></tr>
<tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>1,155百万円</td></tr>
<tr><td>期末残高相当額</td><td>432百万円</td></tr>
</table>
(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固形資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

② 未経過リース料期末残高相当額
<table>
<tr><td>１年以内</td><td>73百万円</td></tr>
<tr><td>１年超</td><td>359百万円</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>432百万円</td></tr>
</table>
(注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額
<table>
<tr><td>支払リース料</td><td>399百万円</td></tr>
<tr><td>減価償却費相当額</td><td>399百万円</td></tr>
</table>
④ 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

２　オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
<table>
<tr><td>１年以内</td><td>1,127百万円</td></tr>
<tr><td>１年超</td><td>219百万円</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>1,346百万円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

（有価証券関係）

前事業年度（平成20年３月31日現在）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区　　分	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式	2,579	10,340	7,760

当事業年度（平成21年３月31日現在）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区　　分	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式	2,579	5,887	3,307

（税効果会計関係）

前事業年度（平成20年３月31日）		当事業年度（平成21年３月31日）	
１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
関係会社株式評価損	6,510百万円	税務上の繰越欠損金	4,688百万円
退職給付引当金	4,315百万円	退職給付引当金	4,672百万円
商品評価損	2,920百万円	商品評価損	3,357百万円
未払事業税	960百万円	試験研究費の繰越税額控除	1,957百万円
賞与引当金	954百万円	貸倒引当金	1,208百万円
減価償却超過額	445百万円	ゴルフ会員権評価損	400百万円
ゴルフ会員権評価損	398百万円	その他有価証券評価差額金	388百万円
貸倒引当金	115百万円	関係会社投資等損失引当金	330百万円
その他	1,732百万円	賞与引当金	319百万円
繰延税金資産小計	18,353百万円	減価償却超過額	105百万円
評価性引当額	△7,624百万円	その他	2,344百万円
繰延税金資産合計	10,728百万円	繰延税金資産小計	19,773百万円
		評価性引当額	△4,836百万円
		繰延税金資産合計	14,937百万円
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,233百万円	未収事業税	△1,011百万円
前払年金費用	△　369百万円	前払年金費用	△407百万円
繰延ヘッジ損益	△　318百万円	特別償却準備金	△78百万円
特別償却準備金	△　310百万円	繰延ヘッジ損益	△61百万円
繰延税金負債合計	△2,231百万円	繰延税金負債合計	△1,559百万円
繰延税金資産の純額	8,497百万円	繰延税金資産の純額	13,377百万円
２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳		２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の５以下であるため、記載を省略しております。		法定実効税率	40.69％
		（調整）	
		子会社株式評価損の認容	△104.48％
		未認識税効果の影響額	25.15％
		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△20.67％
		交際費等永久に損金に算入されない項目	4.00％
		その他	△　3.93％
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	△59.24％

（企業結合等関係）

前事業年度（自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）

重要な企業結合等はないため、該当事項はありません。

当事業年度（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
１株当たり純資産額	1,979円10銭	1,943円93銭
１株当たり当期純利益	287円71銭	55円45銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	287円08銭	55円33銭

（注）　１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
損益計算書上の当期純利益（百万円）	51,471	9,922
普通株式に係る当期純利益（百万円）	51,471	9,922
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳（百万円）	—	—
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式の期中平均株式数（千株）	178,904	178,947
潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳（千株） 新株予約権	393	378
普通株式増加数（千株）	393	378
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権１種類（新株予約権の数4,013個）及び自己株式取得方式によるストックオプション２種類（株式の数320千株）。これらの詳細は、「新株予約権等の状況」及び「ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	新株予約権４種類（新株予約権の数14,676個）及び自己株式取得方式によるストックオプション１種類（株式の数208千株）。これらの詳細は、「新株予約権等の状況」及び「ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
投資有価証券	その他有価証券	㈱東京放送	1,774,569	2,296
		ASM INTERNATIONAL N.V.	2,699,000	2,189
		㈱東芝	3,000,000	762
		㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	1,326,300	631
		㈱ビーエス・アイ	15,000	87
		月島機械㈱	150,000	71
		㈱フューチャービジョン	1,061	53
		富士通㈱	126,252	46
		ローム㈱	9,000	44
		シャープ㈱	37,632	29
		その他８銘柄	1,542,823	49
		小計	10,681,637	6,258
計			10,681,637	6,258

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等(口)	貸借対照表計上額(百万円)
有価証券	その他有価証券	譲渡性預金	―	159,000
		小計	―	159,000
投資有価証券	その他有価証券	MUFG Capital Finance 8 Limited シリーズB 優先出資証券	90	900
		大和証券投資信託受益証券 08-4公社債投信('91年８月)	100,000,000	100
		小計	―	1,000
計			―	160,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（百万円）	当期償却額（百万円）	差引当期末残高（百万円）
有形固定資産							
建物	32,500	2,448	58	34,889	21,882	1,629	13,007
構築物	929	147	—	1,077	796	41	280
機械及び装置	7,486	4,473	1,177	10,781	6,140	1,981	4,641
車両運搬具	12	—	—	12	9	1	3
工具、器具及び備品	7,766	828	147	8,448	6,772	1,150	1,675
土地	15,962	—	—	15,962	—	—	15,962
リース資産	—	16	—	16	3	3	13
建設仮勘定	2,321	335	2,241	415	—	—	415
有形固定資産計	66,979	8,249	3,624	71,604	35,605	4,806	35,998
無形固定資産							
特許権	7,948	507	—	8,455	6,139	741	2,315
ソフトウェア	12,359	304	155	12,508	9,888	1,286	2,619
電話加入権	53	—	—	53	—	—	53
その他	279	45	18	306	135	6	171
無形固定資産計	20,640	857	173	21,324	16,163	2,034	5,160
長期前払費用	2,543	812	402	2,953	1,523	162	1,429
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

（注）　当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物	研修施設（軽井沢町）	1,219百万円
機械及び装置	研究開発用機械装置	3,952百万円
工具、器具及び備品	研究開発用機器	536百万円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （目的使用） （百万円）	当期減少額 （その他） （百万円）	当期末残高 （百万円）
貸倒引当金	284	5,643	—	284	5,643
賞与引当金	2,344	784	2,344	—	784
役員賞与引当金	611	20	611	—	20
役員退職慰労引当金	436	—	—	—	436
関係会社投資等 損失引当金	—	811	—	—	811

（注） 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額等であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

a　流動資産

①　現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金	
定期預金	30,000
当座預金	3,422
外貨預金	540
別段預金	23
普通預金	9
預金計	33,995
合計	33,996

②　受取手形

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
住友化学㈱	385
コマツエンジニアリング㈱	28
コペル電子㈱	27
日立キャピタル㈱	9
日本インター㈱	2
その他	6
合計	459

(ロ)期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成21年４月満期	26
〃　５月満期	410
〃　６月満期	1
〃　７月満期	21
合計	459

③　売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
エルピーダメモリ㈱	13,898
日本サムスン㈱	8,331
㈱東芝	7,802
シャープ㈱	6,322
フラッシュアライアンス㈲	6,218
その他	58,677
合計	101,250

(ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	次期繰越高 (百万円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
194,335	395,658	488,743	101,250	82.8	136.3

(注)　消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記「当期発生高」には消費税等が含まれております。

④　商品

商品分類	金額(百万円)
半導体製造装置及びＦＰＤ／ＰＶ製造装置	56,033
合計	56,033

⑤　貯蔵品

貯蔵品分類	金額(百万円)
開発用貯蔵品	44
合計	44

b　固定資産

関係会社株式

相手先	金額(百万円)
TOKYO ELECTRON U.S. HOLDINGS,INC.	6,180
東京エレクトロンＡＴ㈱	4,189
東京エレクトロン東北㈱	2,606
東京エレクトロン デバイス㈱	2,579
東京エレクトロン九州㈱	2,290
その他１５社	10,574
合計	28,420

c　流動負債

①　買掛金

相手先	金額(百万円)
東京エレクトロンＡＴ㈱	18,637
東京エレクトロン九州㈱	12,018
東京エレクトロン東北㈱	4,410
東京エレクトロンＰＳ㈱	504
東京エレクトロンＴＳ㈱	470
その他	890
合計	36,932

② 預り金

区分	金額(百万円)
東京エレクトロンＡＴ㈱	13,141
東京エレクトロン九州㈱	12,667
東京エレクトロン東北㈱	9,000
東京エレクトロンＦＥ㈱	7,041
東京エレクトロンＴＳ㈱	1,505
その他	2,094
合計	45,450

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	４月１日から３月31日まで
定時株主総会	６月中
基準日	３月31日
剰余金の配当の基準日	９月30日、３月31日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番１号 中央三井信託銀行株式会社　本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番１号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	―
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.tel.co.jp/
株主に対する特典	ありません。

第７　【提出会社の参考情報】

１　【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

２　【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度　第45期(自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日)
平成20年６月20日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書
事業年度　第45期(自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日)
平成20年８月４日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書
第46期第１四半期(自　平成20年４月１日　至　平成20年６月30日)
平成20年８月13日関東財務局長に提出。
第46期第２四半期(自　平成20年７月１日　至　平成20年９月30日)
平成20年11月12日関東財務局長に提出。
第46期第３四半期(自　平成20年10月１日　至　平成20年12月31日)
平成21年２月10日関東財務局長に提出。

(4) 発行登録書
平成20年11月14日関東財務局長に提出。

(5) 訂正発行登録書
平成21年２月10日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書
平成21年２月10日関東財務局長に提出。

第二部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年６月20日

東京エレクトロン株式会社
　取締役会　御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	大　西	健 太 郎	㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	高　橋	勉	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン株式会社の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社及び連結子会社の平成20年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
　２　連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年６月19日

東京エレクトロン株式会社
　取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大　西　健太郎	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高　橋　勉	㊞

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社及び連結子会社の平成21年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、東京エレクトロン株式会社の平成21年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、東京エレクトロン株式会社が平成21年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

２　連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年６月20日

東京エレクトロン株式会社
　取締役会　御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	大　西	健 太 郎	㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	高　橋	勉	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン株式会社の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社の平成20年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年６月19日

東京エレクトロン株式会社
　取締役会　御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	大　西	健 太 郎	㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	高　橋	勉	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社の平成21年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年６月19日
【会社名】	東京エレクトロン株式会社
【英訳名】	Tokyo Electron Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長　東　　哲　郎
【最高財務責任者の役職氏名】	―
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目３番１号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1　【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長 東 哲郎は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、当社及び連結子会社(以下「当グループ」という。)は「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2　【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当グループは、事業年度末日である平成21年３月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

本評価においては、全社的な内部統制を評価し、その結果を踏まえて、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、12事業拠点(当社及び連結子会社11社)を評価の対象といたしました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した事業拠点(連結子会社21社)については、評価範囲に含めておりません。

業務プロセスについては、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、各事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね２／３に達している１事業拠点を「重要な事業拠点」とし、その事業拠点において当グループの事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価の対象に追加いたしました。

3　【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、代表取締役会長 東 哲郎は、平成21年３月31日現在の当グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4　【付記事項】

該当事項はありません。

5　【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年６月19日
【会社名】	東京エレクトロン株式会社
【英訳名】	Tokyo Electron Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長　東　　哲　郎
【最高財務責任者の役職氏名】	―
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目３番１号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１　【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長　東　哲郎は、当社の第46期(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

２　【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。